

IEC 62368-1 第2版 - IEC 60950-1 第2版 Amendment2 对比表

Ver 2.00

2016年(平成28年)1月
(一社)電子情報技術産業協会
ITE 安全技術専門委員会

まえがき

AV / IT / コミュニケーション機器を対象とした IEC 62368-1 第 2 版が 2014 年に発行された。この規格は IT / コミュニケーション機器用の規格 IEC 60950-1 と AV 機器用の規格 IEC 60065 の内容を一部包含しているが、安全に対するアプローチが異なっており、その内容は大きく異なる。

そこで ITE 安全技術専門委員会として本対比表を作成した。この対比表は、IEC 62368-1 第 2 版 (Corrigendum1 を含む) の項目ごとに IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む) との違いをまとめ、簡単な説明を加えたものである。IEC 60950-1 第 2 版を理解している設計者、安全規格技術者が IEC 62368-1 第 2 版を適用して製品を設計、評価する際に留意すべき要求事項の相違内容を容易に理解するための助けとして使用されることを意図した。

本表の見方

1. 本表の項番及び項目名は、IEC 62368-1 第 2 版、及び IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む) の項番、項目名を示す。
2. 本表で使用している記号は、以下の意味を表し相違の欄に記載している。
 - = : 技術的内容は同等
 - : 技術上の差異あり
 - : 新規追加された要求事項
 - : 項目名のみ又は項の説明文のみ
3. 注記の欄に IEC 62368-1 第 2 版と IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む) の相違の概要を記載している。

対比表 作成メンバー

ITE 安全技術専門委員会

編集リーダー	瀧澤 祐二	テュフズードザクタ(株)		
	大塚 泰平	シャープ(株)	綾部 洋一	パナソニック(株)
	熊谷 克也	セイコーエプソン(株)	島 亜喜生	パナソニック(株) AVC ネットワーク社
	山下 修司	カシオ計算機(株)	濱野 泰一	パナソニック システムネットワークス(株)
	佐々木 克則	三菱電機インフォメーションネットワーク(株)	太田 充男	(株)日立製作所
	高橋 伸	アルプス電気(株)	倉橋 由孝	富士通(株)
	内野 雅文	沖電気工業(株)	橋本 尚人	富士ゼロックス(株)
	諏訪 勝人	キヤノン(株)	佐藤 真	ヤマハ(株)
	土屋 秀二	(株)JVC ケンウッド	寺田 元一郎	(株)リコー
	筒井 弘文	ソニー(株)	富塚 英省	(株)ワコム
	松本 達幸	日本アイ・ピー・エム(株)	福井 雅章	(一社)C I A J (アンリツネットワークス)
	佐藤 明	日本ヒューレット・パカード(株)	近藤 孝彦	(一財)日本品質保証機構 (JQA)
	渡 義徳	日本電気(株)	篠田 恭	(一財)日本品質保証機構 (JQA)
	大久保 昭典	(株)東芝		

事務局

三武 佳生 (一社)電子情報技術産業協会

改定履歴

改定年月	Version	版及び項番	内容
2016-01-26	2.00		規格改定に伴う改定

0 章 この製品安全規格の原則

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
0	Principles of this product safety standard	この製品安全規格の原則			-	-
0.1	Objective	目的				HBSE コンセプトに基づく
0.2	Persons	この規格で扱う人の種類			-	-
0.2.1	General	一般事項				HBSE コンセプトに基づく
0.2.2	Ordinary person	一般人				HBSE コンセプトに基づく
0.2.3	Instructed person	教育を受けた人				HBSE コンセプトに基づく
0.2.4	Skilled person	熟練者				HBSE コンセプトに基づく
0.3	Model for pain and injury	痛みと傷害をもたらすモデル				HBSE コンセプトに基づく
0.4	Energy sources	エネルギー源				HBSE コンセプトに基づく
0.5	Safeguards	セーフガード			-	-
0.5.1	General	一般事項				HBSE コンセプトに基づく
0.5.2	Equipment safeguard	機器セーフガード				HBSE コンセプトに基づく
0.5.3	Installation safeguard	設置セーフガード				HBSE コンセプトに基づく
0.5.4	Personal safeguard	個人用セーフガード				HBSE コンセプトに基づく
0.5.5	Behavioural safeguards	行動的セーフガード			-	-
0.5.5.1	Introduction to behavioural safeguards	行動的セーフガードの説明				HBSE コンセプトに基づく
0.5.5.2	Instructional safeguard	指示セーフガード				HBSE コンセプトに基づく
0.5.5.3	Precautionary safeguard (used by an instructed person)	予防セーフガード(教育を受けた人が使用)				HBSE コンセプトに基づく
0.5.5.4	Skill safeguard (used by a skilled person)	スキルセーフガード(熟練者が使用)				HBSE コンセプトに基づく
0.5.6	Safeguards during ordinary or instructed person service conditions	一般人又は教育を受けた人の保守時のセーフガード				HBSE コンセプトに基づく
0.5.7	Equipment safeguards during skilled person service conditions	熟練者の保守時の機器セーフガード				HBSE コンセプトに基づく

0 章 この製品安全規格の原則

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
0.5.8	Examples of safeguard characteristics	セーフガード特性の例				HBSE コンセプトに基づく
0.6	Electrically-caused pain or injury (electric shock)	電氣的要因による痛み又は傷害(感電)			-	-
0.6.1	Models for electrically-caused pain or injury	電氣的要因による痛み又は傷害のモデル				HBSE コンセプトに基づく
0.6.2	Models for protection against electrically-caused pain or injury	電氣的に引き起こされる痛みや傷害に対する保護のためのモデル				HBSE コンセプトに基づく
0.7	Electrically-caused fire	電気起因火災			-	-
0.7.1	Models for electrically-caused fire	電気起因火災のモデル				HBSE コンセプトに基づく
0.7.2	Models for protection against electrically-caused fire	電気起因火災に対する保護のモデル				HBSE コンセプトに基づく
0.8	Injury caused by hazardous substances	有害物質に起因する傷害				HBSE コンセプトに基づく
0.9	Mechanically-caused injury	機械的的要因による傷害				HBSE コンセプトに基づく
0.10	Thermally-caused injury (skin burn)	熱的要因による傷害(皮膚の熱傷)			-	-
0.10.1	Models for thermally-caused injury	熱的要因による傷害のモデル				HBSE コンセプトに基づく
0.10.2	Models for protection against thermally-caused pain or injury	熱的要因による痛み又は傷害に対する保護のためのモデル				HBSE コンセプトに基づく
0.11	Radiation-caused injury	放射要因による傷害				HBSE コンセプトに基づく

1 章 適用範囲

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
1	Scope	適用範囲	1.1	適用範囲		IEC 60065 対象カテゴリーが追加

2 章 引用規格

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
2	Normative references	引用規格	P	引用規格		追加、削除、年号変更

3 章 用語及び定義

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
3	Terms, definitions and abbreviations	用語及び定義			-	-
3.1	Energy source abbreviations	エネルギー源の略語				危険毎に用語を新設し、また、危険レベルに応じて 3 段階に区分される。
3.2	Other abbreviations	その他の略語				略語を集約した新規項番（これまでは本文中に正式名称が書かれていた）。 追加、修正、削除された略語がある。
3.3	Terms and definitions	用語及び定義	1.2	定義		追加、削除された用語がある。
3.3.1	Circuit terms	回路の用語			-	-
3.3.1.1	external circuit	外部回路	1.2.13.8 1.2.13.14	ネットワーク ケーブル分配システム	=	公共電話用電線、ISDN 用電線、有線テレビシステム、衛星アンテナ等の主電源ではない機器外部の電気回路は外部回路として定義された。
3.3.1.2	mains	主電源	1.2.8.3	主電源		PS3 である事を追記
3.3.2	Enclosure terms	エンクロージャの用語	1.2.6	エンクロージャ	-	-
3.3.2.1	electrical enclosure	電氣的エンクロージャ	1.2.6.4	電氣的エンクロージャ	=	
3.3.2.2	enclosure	エンクロージャ	1.2.6.1	エンクロージャ	=	
3.3.2.3	fire enclosure	防火用エンクロージャ	1.2.6.2	防火用エンクロージャ	=	
3.3.2.4	mechanical enclosure	機械的エンクロージャ	1.2.6.3	機械的エンクロージャ	=	
3.3.3	Equipment terms	機器の用語	1.2.3	機器の移動性	-	-
3.3.3.1	direct plug-in equipment	ダイレクトプラグイン機器	1.2.3.6	ダイレクトプラグイン機器	=	表現は違うが意味合いは同じ
3.3.3.2	hand-held equipment	手持形機器	1.2.3.2	手持形機器	=	
3.3.3.3	movable equipment	可動形機器	1.2.3.1	可動形機器	=	Operator Ordinary person に変更された
3.3.3.4	permanently connected equipment	恒久接続形機器	1.2.5.4	恒久接続形機器	=	表現は違うが意味合いは同じ
3.3.3.5	pluggable equipment type A	タイプ A プラグ接続形機器	1.2.5.1	タイプ A プラグ接続形機器	=	適用規格が明記された
3.3.3.6	pluggable equipment type B	タイプ B プラグ接続形機器	1.2.5.2	タイプ B プラグ接続形機器	=	適用規格が明記された
3.3.3.7	stationary equipment	据置形機器	1.2.3.4	据置形機器	=	固定、恒久接続形機器を含むことが明記された。
3.3.3.8	transportable equipment	可搬形機器	1.2.3.3	可搬形機器	=	表現は違うが意味合いは同じ
3.3.4	Flammability terms	燃焼性の用語	1.2.12	燃焼性	-	-

3 章 用語及び定義

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
3.3.4.1	combustible material	可燃性材料				可燃性材料が定義された
3.3.4.2	material flammability class	材料の燃焼性分類	1.2.12.1	材料の燃焼性区分	=	燃焼性の優劣等の説明が、附属書 S に移管された。
3.3.4.2.1	5VA class material	5VA 材	1.2.12.5	5VA 材	=	
3.3.4.2.2	5VB class material	5VB 材	1.2.12.6	5VB 材	=	
3.3.4.2.3	HB40 class material	HB40 材	1.2.12.10	HB40 材	=	
3.3.4.2.4	HB75 class material	HB75 材	1.2.12.11	HB75 材	=	
3.3.4.2.5	HBF class foamed material	HBF 発泡材	1.2.12.9	HBF 発泡材	=	
3.3.4.2.6	HF-1 class foamed material	HF-1 発泡材	1.2.12.7	HF-1 発泡材	=	
3.3.4.2.7	HF-2 class foamed material	HF-2 発泡材	1.2.12.8	HF-2 発泡材	=	
3.3.4.2.8	V-0 class material	V-0 材	1.2.12.2	V-0 材	=	
3.3.4.2.9	V-1 class material	V-1 材	1.2.12.3	V-1 材	=	
3.3.4.2.10	V-2 class material	V-2 材	1.2.12.4	V-2 材	=	
3.3.4.2.11	VTM-0 class material	VTM-0 材	1.2.12.12	VTM-0 材	=	
3.3.4.2.12	VTM-1 class material	VTM-1 材	1.2.12.13	VTM-1 材	=	
3.3.4.2.13	VTM-2 class material	VTM-2 材	1.2.12.14	VTM-2 材	=	
3.3.5	Insulation	絶縁	1.2.9	絶縁	-	-
3.3.5.1	basic insulation	基礎絶縁	1.2.9.2	基礎絶縁	=	
3.3.5.2	double insulation	二重絶縁	1.2.9.4	二重絶縁	=	
3.3.5.3	functional insulation	機能絶縁	1.2.9.1	機能絶縁	=	
3.3.5.4	reinforced insulation	強化絶縁	1.2.9.5	強化絶縁	=	
3.3.5.5	solid insulation	固体絶縁	1.2.10.4	固体絶縁	=	
3.3.5.6	supplementary insulation	付加絶縁	1.2.9.3	付加絶縁	=	
3.3.6	Miscellaneous	その他			-	-
3.3.6.1	accessible	アクセス可能(な)			=	概念としてはあったが、用語の定義として項番を新規追加
3.3.6.2	cheesecloth	チーズクロス	1.2.13.15	チーズクロス	=	NOTE を追加
3.3.6.3	disconnect device	遮断デバイス			=	概念としてはあったが、用語の定義として項番を新規追加
3.3.6.4	functional earth	機能接地	1.2.13.9	機能接地	=	
3.3.6.5	non-detachable power supply cord	非着脱式電源コード	1.2.5.6	非着脱式電源コード	=	表現は違うが意味合いは同じ

3 章 用語及び定義

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
3.3.6.6	pollution degree	汚損度			=	概念としてはあったが、用語の定義として項番を新規追加
3.3.6.7	restricted access area	アクセス制限エリア			=	概念としてはあったが、用語の定義として項番を新規追加
3.3.6.8	routine test	ルーチン試験	1.2.13.3	ルーチン試験	=	IEC 60664-1:2007, 3.19.2 項をそのまま引用
3.3.6.9	sampling test	抜取試験	1.2.13.2	抜取試験	=	IEC 60664-1:2007, 3.19.3 項をそのまま引用
3.3.6.10	tool	工具	1.2.7.4	工具	=	工具の例にコイン、食器類が明記された。
3.3.6.11	touch current	タッチカレント	1.2.13.12	タッチカレント	=	表現は違うが意味合いは同じ
3.3.6.12	type test	形式試験	1.2.13.1	形式試験	=	
3.3.6.13	wrapping tissue	包装用ティッシュ	1.2.13.16	包装用薄葉紙	=	
3.3.7	Operating and fault conditions	動作及び故障状態			-	-
3.3.7.1	abnormal operating condition	異常動作状態			=	概念としてはあったが、用語の定義として項番を新規追加
3.3.7.2	intermittent operation	間欠動作				間欠動作を定義
3.3.7.3	non-clipped output power	ノンクリップ出力(電力)				ノンクリップ出力電力を定義
3.3.7.4	normal operating condition	通常動作状態			=	概念としてはあったが、用語の定義として項番を新規追加
3.3.7.5	overload condition	過負荷状態			=	概念としてはあったが、用語の定義として項番を新規追加
3.3.7.6	peak response frequency	ピーク応答周波数				ピーク応答周波数を定義
3.3.7.7	rated load impedence	定格負荷インピーダンス				定格負荷インピーダンスを定義
3.3.7.8	reasonably foreseeable misuse	合理的に予見可能な誤使用				合理的な予見可能な誤使用を定義
3.3.7.9	short-time operation	短時間動作				短時間動作を定義
3.3.7.10	single fault condition	単一故障状態			=	概念としてはあったが、用語の定義として項番を新規追加
3.3.8	Persons	この規格で扱う人			-	IEC60950-1 には、SERVICE PERSON と USER の定義のみ
3.3.8.1	instructed person	教育を受けた人				教育を受けた人を定義
3.3.8.2	ordinary person	一般人	1.2.13.6 1.2.13.7	使用者 操作者		一般人には、使用や操作を意図した人以外の人(近くにいる人、子供等)も含まれる。
3.3.8.3	skilled person	熟練者	1.2.13.5	サービス従事者		熟練者を定義
3.3.9	Potential ignition sources	潜在的発火源			-	-
3.3.9.1	potential ignition source PIS	潜在的発火源(PIS)				IEC60065 8th 2.8.11 から引用
3.3.9.2	arcing PIS	アーク性 PIS				IEC60065 8th 2.8.11 から引用
3.3.9.3	resistive PIS	抵抗性 PIS				

3 章 用語及び定義

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
3.3.10	Ratings	定格	1.2.1	機器の電氣的定格	-	-
3.3.10.1	rated current	定格電流	1.2.1.3	定格電流	=	
3.3.10.2	rated frequency	定格周波数	1.2.1.4	定格周波数	=	
3.3.10.3	rated power	定格電力			=	概念としてはあったが、用語の定義として項番を新規追加
3.3.10.4	rated voltage	定格電圧	1.2.1.1	定格電圧	=	
3.3.10.5	rated voltage range	定格電圧範囲	1.2.1.2	定格電圧範囲	=	
3.3.10.6	protective current rating	保護電流定格	1.2.13.17	保護電流定格	=	
3.3.11	Safeguards	セーフガード			-	-
3.3.11.1	basic safeguard	基礎セーフガード				
3.3.11.2	double safeguard	二重セーフガード				
3.3.11.3	equipment safeguard	機器セーフガード				
3.3.11.4	installation safeguard	設置セーフガード				
3.3.11.5	instructional safeguard	指示セーフガード				
3.3.11.6	personal safeguard	個人用セーフガード				
3.3.11.7	precautionary safeguard	予防セーフガード				
3.3.11.8	protective bonding conductor	保護ボンディング導体	1.2.13.11	保護ボンディング導体	=	
3.3.11.9	protective conductor	保護導体				
3.3.11.10	protective earthing conductor	保護接地導体	1.2.13.10	保護接地導体	=	
3.3.11.11	reinforced safeguard	強化セーフガード				
3.3.11.12	safeguard	セーフガード				
3.3.11.13	safety interlock	安全インタロック	1.2.7.6	安全インタロック	=	表現は異なるが、意味合いは同じエネルギー源を低いクラスに変化させる手段と表現
3.3.11.14	skill safeguard	スキルセーフガード				
3.3.11.15	supplementary safeguard	付加セーフガード				
3.3.12	Spacings	間隔			-	-
3.3.12.1	clearance	空間距離	1.2.10.1	空間距離	=	
3.3.12.2	creepage distance	沿面距離	1.2.10.2	沿面距離	=	
3.3.13	Temperatures controls	温度制御			-	-
3.3.13.1	temperature limiter	温度制限器	1.2.11.2	温度制限器	=	表現は違うが意味合いは同じ

3 章 用語及び定義

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
3.3.13.2	thermal cut-off	サーマルカットオフ	1.2.11.3	温度過昇防止器	=	表現は違うが意味合いは同じ
3.3.13.3	thermostat	サーモスタット	1.2.11.1	サーモスタット	=	表現は違うが意味合いは同じ
3.3.14	Voltages and currents	電圧及び電流			-	-
3.3.14.1	d.c. voltage	直流電圧	1.2.13.4	直流電圧	=	
3.3.14.2	mains transient voltage	主電源過渡電圧	1.2.9.10	主電源過渡電圧	=	MAINS SUPPLY mains
3.3.14.3	peak working voltage	ピーク動作電圧	1.2.9.8	ピーク動作電圧	=	以下の内容が削除された。(同等の内容は3.3.14.1に残っている) peak-to-peak ripple exceeds 10 % of the average value, the requirements related to peak or a.c. voltages are applicable. NOTE For the purpose of determining PEAK WORKING VOLTAGES, the rules of 2.10.2.3 apply, and where relevant those of 1.4.8.
3.3.14.4	prospective touch voltage	予想接触電圧				
3.3.14.5	protective conductor current	保護導体電流	1.2.13.13	保護導体電流	=	
3.3.14.6	required withstand voltage	要求耐電圧	1.2.9.9	要求耐電圧	=	
3.3.14.7	r.m.s. working voltage	実効値動作電圧	1.2.9.7	実効値動作電圧	=	
3.3.14.8	temporary overvoltage	短時間過電圧				
3.3.14.9	working voltage	動作電圧	1.2.9.6	動作電圧	=	
3.3.15	Classes of equipment with respect to protection from electric shock	感電からの保護に関する機器のクラス	1.2.4	機器のクラス-感電保護	-	-
3.3.15.1	class I equipment	クラス I 機器	1.2.4.1	クラス 機器	=	
3.3.15.2	class II construction	クラス II 構造				
3.3.15.3	class II equipment	クラス II 機器	1.2.4.2	クラス 機器	=	
3.3.15.4	class III equipment	クラス III 機器	1.2.4.3	クラス 機器		電気エネルギー (ES) で規定
3.3.16	Chemical terms	化学用語			-	-
3.3.16.1	consumable material	消耗品				
3.3.16.2	explosion	爆発				

3 章 用語及び定義

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
3.3.16.3	explosive	爆発性(物質)				
3.3.16.4	hazardous chemical	有害物質				
3.3.17	Batteries	電池			-	-
3.3.17.1	battery	電池(Battery)				
3.3.17.2	cell	セル(cell)				
3.3.17.3	coin / button cell battery	コイン/ボタン形電池				
3.3.17.4	highest specified charging temperature	指定最高充電温度				
3.3.17.5	lowest specified charging temperature	指定最低充電温度				
3.3.17.6	maximum specified charging current	指定最大充電電流				
3.3.17.7	maximum specified charging voltage	指定最大充電電圧				
3.3.17.8	secondary lithium battery battery	リチウム二次電池				

4 章 一般要求事項

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
4	General requirements	一般要求事項			-	-
4.1	General	一般事項			-	-
4.1.1	Application of requirements and acceptance of materials, components and subassemblies	要求事項の適用及び材料, コンポーネント及び部分組立品の容認				IEC 60950-1 又は IEC 60065 に適合するコンポーネント及び部分組立品は、最終製品でそのコンポーネント又は部分組立品の適切な使用を検討することを除いて、更なる評価なしにこの規格でカバーする機器の一部となることが認められる。
4.1.2	Use of components	コンポーネントの使用	1.5.1 1.5.2	一般要求 コンポーネントの評価及び試験	=	
4.1.3	Equipment design and construction	機器の設計及び構造	1.3.2	機器の設計及び構造	=	要求内容は同じ。ただし、細かな条件が追加された。
4.1.4	Equipment installation	機器の設置			=	概念としてはあったが、項番としては新規追加された。
4.1.5	Constructions and components not specifically covered	特に包含していない構造及びコンポーネント	1.3.4	明確に規定していない構造	=	
4.1.6	Orientation during transport and use	輸送時及び使用時の置き方	1.3.6	輸送時及び使用時の置き方	=	
4.1.7	Choice of criteria	基準の選択	1.3.7	基準の選択	=	
4.1.8	Conductive liquids	導電性液体	1.3.9	導電性をもつ液体	=	
4.1.9	Electrical measuring instruments	電気計測器	1.4.7	電気計測器	=	
4.1.10	Temperature measurements	温度測定	1.4.3 1.4.12.1	試験サンプル 温度測定条件	=	
4.1.11	Steady state conditions	定常状態				概念の定義は新規。B.1.6 項の詳細に差異あり。
4.1.12	Hierarchy of safeguards	セーフガードの階層				safeguard の階層を記載している
4.1.13	Examples mentioned in the standard	この規格で記述した事例	1.3.8	規格における例	=	
4.1.14	Tests on parts or samples separate from the end-product	最終製品から分離した部分又はサンプルの試験	1.4.3	試験サンプル	=	

4 章 一般要求事項

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
4.1.15	Markings and instructions	表示及び説明書	1.7	表示及び取扱説明書		詳細要求(附属書F)に差異あり
4.2	Energy source classifications	エネルギー源の分類			-	-
4.2.1	Class 1 energy source	クラス1 エネルギー源				クラス1 エネルギー源の定義
4.2.2	Class 2 energy source	クラス2 エネルギー源				クラス2 エネルギー源の定義
4.2.3	Class 3 energy source	クラス3 エネルギー源				クラス3 エネルギー源の定義
4.2.4	Energy source classification by declaration	宣言によるエネルギー源の分類				製造者が高いエネルギーで宣言する事が出来る
4.3	Protection against energy sources	エネルギー源に対する保護			-	-
4.3.1	General	一般事項			=	概念としてはあったが、項番としては新規追加された。
4.3.2	Safeguards for protection of an ordinary person	一般人の保護のためのセーフガード			-	-
4.3.2.1	Safeguards between a class 1 energy source and an ordinary person	クラス1 エネルギー源と一般人との間のセーフガード				
4.3.2.2	Safeguards between a class 2 energy source and an ordinary person	クラス2 エネルギー源と一般人との間のセーフガード				
4.3.2.3	Safeguards between a class 2 energy source and an ordinary person during ordinary person servicing conditions	一般人によるサービス中のクラス2 エネルギー源と一般人との間のセーフガード				
4.3.2.4	Safeguards between a class 3 energy source and an ordinary person	クラス3 エネルギー源と一般人との間のセーフガード				
4.3.3	Safeguards for protection of an instructed person	教育を受けた人の保護のためのセーフガード			-	-

4 章 一般要求事項

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
4.3.3.1	Safeguards between a class 1 energy source and an instructed person	クラス1 エネルギー源と教育を受けた人との間のセーフガード				
4.3.3.2	Safeguards between a class 2 energy source and an instructed person	クラス2 エネルギー源と教育を受けた人との間のセーフガード				
4.3.3.3	Safeguards between a class 3 energy source and an instructed person	クラス3 エネルギー源と教育を受けた人との間のセーフガード				
4.3.4	Safeguards for protection of a skilled person	熟練者の保護のためのセーフガード			-	-
4.3.4.1	Safeguards between a class 1 energy source and a skilled person	クラス1 エネルギー源と熟練者との間のセーフガード				
4.3.4.2	Safeguards between a class 2 energy source and a skilled person	クラス2 エネルギー源と熟練者との間のセーフガード				
4.3.4.3	Safeguards between a class 3 energy source and a skilled person	クラス3 エネルギー源と熟練者との間のセーフガード				
4.3.5	Safeguards in a restricted access area	アクセス制限エリアにおけるセーフガード				
4.4	Safeguards	セーフガード			-	-
4.4.1	Equivalent materials or components	同等な材料又はコンポーネント			=	概念としてはあったが、項番としては新規追加された。
4.4.2	Composition of a safeguard	セーフガードの構成				
4.4.3	Accessible parts of a safeguard	セーフガードのアクセス可能部分				
4.4.4	Safeguard robustness	セーフガードの堅ろう性	4.2	機械的強度	-	-

4 章 一般要求事項

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
4.4.4.1	General	一般事項	4.2.1	概要		参照する各項番(4.4.4.2~4.4.4.9、及び、附属書P)に要求の差異あり
4.4.4.2	Steady force tests	外力試験	4.2.4	250 N の外力試験		<ul style="list-style-type: none"> 可搬形機器、手持形機器、ダイレクトプラグイン機器に対して、試験加重を緩和した。(IEC 60950-1 では4.2.4の250Nが要求されていたが100Nとなった) その他の機器は250Nのまま 防火用エンクロージャのアクセス可能部分な部分に30N試験が必要となった。
4.4.4.3	Drop tests	落下試験	4.2.6	落下試験		<ul style="list-style-type: none"> 卓上機器の対象は5kg以下から7kg以下に変更 防火用エンクロージャとしてのみ機能する場合、350mmの高さからの落下試験の要求が追加
4.4.4.4	Impact tests	衝撃試験	4.2.5	衝撃試験		防火用エンクロージャとしてのみ機能する場合、落下高さ410mmの衝撃試験の要求が追加
4.4.4.5	Internal accessible safeguard tests	アクセス可能な内部のセーフガードの試験	4.2.3	30 N の外力試験	=	
4.4.4.6	Glass impact tests	ガラス衝撃試験				ガラスのできている部分への試験追加
4.4.4.7	Thermoplastic material tests	熱可塑性材料試験	4.2.7	応力緩和試験		エンクロージャだけでなくセーフガード全体(ES、MSだけでなく、PS、TS、RS)に対象範囲拡大
4.4.4.8	Air comprising a safeguard	セーフガードを構成する空間	4.2.1	一般要求事項	=	定義付け
4.4.4.9	Compliance criteria	適合性	4.2.1	一般要求事項		適合条件に差異あり
4.5	Explosion	爆発			-	-
4.5.1	General	一般事項				定義付け
4.5.2	Requirements	要求事項				定義付け
4.6	Fixing of conductors	導体の固定	3.1.9	導体の接続箇所	-	-
4.6.1	Requirements	要求事項	3.1.9	導体の接続箇所	=	
4.6.2	Compliance criteria	適合性	3.1.9	導体の接続箇所	=	
4.7	Equipment for direct insertion into mains socket-outlets	主電源コンセントに直接差し込む機器	4.3.6	ダイレクトプラグイン機器	-	-

4 章 一般要求事項

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
4.7.1	General	一般事項	4.3.6	ダイレクトプラグイン機器	=	
4.7.2	Requirements	要求事項	4.3.6	ダイレクトプラグイン機器	=	
4.7.3	Compliance criteria	適合性	4.3.6	ダイレクトプラグイン機器	=	
4.8	Products containing lithium coin / button cell batteries	リチウムコイン/ボタン形電池を含む機器			-	-
4.8.1	General	一般事項				子供がアクセスする、直径 32mm 以下のリチウムコイン形電池を含む機器が対象となった。
4.8.2	Instructional safeguard	指示セーフガード				上記対象電池の誤飲に対する指示セーフガードの要求
4.8.3	Construction	構造				上記対象電池の電池カバー取り外しに関する構造要求
4.8.4	Tests	試験			-	-
4.8.4.1	Test sequence	試験の順番				上記対象電池の試験手順
4.8.4.2	Stress relief test	ストレスリリーフ試験				上記対象電池を使用する機器の電池収納部のストレスリリーフ試験
4.8.4.3	Battery replacement test	電池交換試験				上記対象電池の電池交換試験
4.8.4.4	Drop test	落下試験				上記対象電池を使用する 7kg 以下の携帯形機器の落下試験
4.8.4.5	Impact test	衝撃試験				上記対象電池を使用する機器の電池収納部の扉又はカバーの衝撃試験
4.8.4.6	Crush test	圧壊試験				上記対象電池を使用する手持形のリモートコントロール装置の圧壊試験
4.8.5	Compliance criteria	適合性				4.8 項の適合条件
4.9	Likelihood of fire or shock due to entry of conductive objects	導電物の混入による火災又は感電の可能性	4.6	エンクロージャの開口		開口に対する要求は、可搬形機器も可搬形機器以外の機器への要求と同等となった。逆に、可搬形機器に対する異物混入試験が可搬形機器以外の機器に適用できるようになった。 対象となる箇所に差異あり(危険源、開口の位置)。 詳細要求(附属書 P)に差異あり。

5 章 電氣的要因による傷害

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
5	Electrically-caused injury	電氣的要因による傷害			-	-
5.1	General	一般事項				セーフガードの概念が新規
5.2	Classification and limits of electrical energy sources	電気エネルギー源の分類及び限度値			-	-
5.2.1	Electrical energy source classifications	電気エネルギー源の分類			-	-
5.2.1.1	ES1	ES1	2.2.1	SELV 回路一般要求事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 異常動作状態が追加 ・ コンポーネント, デバイス, 又はセーフガードとして寄与しない絶縁の追加 ・ 単一故障状態に対して ES1 という概念が新規
5.2.1.2	ES2	ES2	2.2.1	SELV 回路一般要求事項		異常動作状態が追加 ES2 という概念が新規
5.2.1.3	ES3	ES3	1.2.8.6 1.2.8.10	危険電圧 危険エネルギーレベル		IEC60950-1 にも異常動作状態・単一故障状態が規定されているが、はっきりした識別は無かった。 ES3 という概念が新規
5.2.2	Electrical energy source ES1 and ES2 limits	ES1 及び ES2 電気エネルギー源の限度値			-	-
5.2.2.1	General	一般事項	2.2 2.4	SELV 回路 制限電流回路		ES1 については同等、ES2 については新規 IEC60950-1 において、接触電流の制限値は実効値で規定していたが、IEC62368-1 ではピークと実効値で規定している。
5.2.2.2	Steady-state voltage and current limits	定常電圧及び定常電流の限度値	2.2 2.3 2.4	SELV 回路 TNV 回路 制限電流回路		ES1 については同等、ES2 については新規 IEC60950-1 において、接触電流の制限値は実効値で規定していたが、IEC62368-1 ではピークと実効値で規定している。
5.2.2.3	Capacitance limits	静電容量の限度値	2.1.1.5 1.2.8.10 2.4	エネルギーによる危険 危険エネルギーレベル 制限電流回路		表の数値は新規
5.2.2.4	Single pulse limits	単一パルスの限度値	2.2.3	故障状態での電圧		表の数値は新規、単一パルスの項目が新規

5 章 電氣的要因による傷害

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
5.2.2.5	Limits for repetitive pulses	反復的パルスの限度値	2.2.3	故障状態での電圧		電流値の規制が新規
5.2.2.6	Ringing signals	呼出シグナル	2.3.1 附属書 M	TNV 回路限度値 呼出シグナルに関する判断基準		TNV2 及び TNV-3 回路
5.2.2.7	Audio signals	オーディオ信号	2.1.1.9	情報技術機器内の音響増幅器	=	IEC60950-1 では 2.1.1.1, 又は - IEC 60065 の 9.1.1 適合でよかったが、IEC62368-1 では IEC 60065 の 9.1.1 同等の内容となった
5.3	Protection against electrical energy sources	電気エネルギー源に対する保護			-	-
5.3.1	General	一般事項	2.1.1 2.1.2	操作者アクセスエリアにおける保護 サービス従事者アクセスエリアにおける保護		教育を受けた人がアクセスできるという概念が新規
5.3.2	Accessibility to electrical energy sources and safeguards	電気エネルギー源及びセーフガードへのアクセシビリティ	2.1.1.1	充電部分へのアクセス	-	-
5.3.2.1	Requirements	要求事項	2.1.1.1	充電部分へのアクセス		ES2,ES3 という概念が新規
5.3.2.2	Contact requirements	接触要求事項	2.1.1.1	充電部分へのアクセス		IEC60950-1 : 広範囲での危険部分へのアクセスを規定 IEC62368-1 : ES3 に関する要求事項
5.3.2.3	Compliance criteria	適合性	2.1.1.1	充電部分へのアクセス		IEC62368-1 : ES3 に関する要求事項。child test finger が採用された。
5.3.2.4	Terminals for connecting stripped wire	被覆を剥いた電線を接続するための端子				
5.4	Insulation materials and requirements	絶縁材料及び要求事項	2.9	電気絶縁	-	-
5.4.1	General	一般事項			-	-
5.4.1.1	Insulation	絶縁	1.2.9	絶縁		セーフガードの概念が新規
5.4.1.2	Properties of insulating material	絶縁材料の特性	2.9.1	絶縁材料の特性	=	
5.4.1.3	Compliance criteria	適合性	2.9.1	絶縁材料の特性	=	
5.4.1.4	Maximum operating temperatures for materials, components and systems	材料, コンポーネント及びシステムに対する最大運転温度			-	-

5章 電氣的要因による傷害

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
5.4.1.4.1	Requirements	要求事項	4.5.3	材料の温度限度		IEC62368-1では、線材の許容温度が5引き下げられ70になった。 IEC60085に従った絶縁システムが適用されることになった。
5.4.1.4.2	Test method	試験方法	4.5.2	温度試験		IEC62368-1では、間欠動作機器と短期間動作機器についての要求が追加された。
5.4.1.4.3	Compliance criteria	適合性	4.5.3	材料の温度限度		IEC62368-1では、線材の許容温度が5引き下げられ70になった。
5.4.1.5	Pollution degrees	汚損度			-	-
5.4.1.5.1	General	一般事項	2.10.1.2	汚損度	=	基本的な考え方は同じ。
5.4.1.5.2	Test for pollution degree 1 environment and for an insulating compound	汚損度 1 環境及び絶縁コンパウンドに対する試験	2.10.10	汚損度 1 環境及び絶縁コンパウンドの試験	=	IEC62368-1 第2版ではプリント基板の場合とその他の場合とで判定方法の違いを明確化した。
5.4.1.5.3	Thermal cycling test procedure	熱サイクル試験手順	2.10.9	温度サイクル	=	端子 85 が削除
5.4.1.6	Insulation in transformers with varying dimensions	要求距離が変化する変圧器内の絶縁	2.10.1.5	規定値が一様でない絶縁	=	
5.4.1.7	Insulation in circuits generating starting pulses	起動パルス発生回路の絶縁	2.10.1.7 2.10.3.5	起動パルス発生回路の絶縁 起動パルスをもつ回路の空間距離	=	
5.4.1.8	Determination of working voltage	動作電圧の決定	2.10.2	動作電圧の決定	-	-
5.4.1.8.1	General	一般事項	2.10.2.1	一般		i) 起動パルス発生回路について、最小空間距離を決めるための動作電圧の周波数は30kHz未満とみなしてよい j) 短時間過電圧及び繰り返しピーク電圧を考慮するが追加
5.4.1.8.2	RMS working voltage	実効値動作電圧	2.10.2.2	実行値動作電圧		測定された実効値を、すべての波形に用いなければならない。が削除
5.4.1.8.3	Peak working voltage	ピーク動作電圧	2.10.2.3	ピーク動作電圧	=	
5.4.1.9	Insulating surfaces	絶縁表面	2.10.3.1	一般要求事項	=	IEC60950-1:1.2.10.3 で定義した"bounding surface"に2.10.3.1の要求事項を加えたものと同様。

5章 電氣的要因による傷害

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
5.4.1.10	Thermoplastic parts on which conductive metallic parts are directly mounted	導電金属部が直接取り付けられた熱可塑性樹脂			-	-
5.4.1.10.1	Requirements	要求事項	4.5.5	異常状態の熱に対する耐性		セーフガードの概念が新規追加
5.4.1.10.2	Compliance criteria	適合性	4.5.5	異常状態の熱に対する耐性	○	ピカット試験が追加
5.4.1.10.3	Ball pressure test	ボールプレッシャ試験	4.5.5	異常状態の熱に対する耐性	=	
5.4.2	Clearances	空間距離	2.10.3	空間距離	-	-
5.4.2.1	General requirements	一般要求事項	2.10.3.1	一般要求		IEC60950-1 では過渡電圧とピーク動作電圧を考慮して要求距離を決定することとしていたが、短時間過電圧 (temporary overvoltages)及び機器内で発生する周波数も考慮に入れ、いずれか一番高い電圧にも耐えるような距離を要求することとしている。 また、要求距離の決定方法として、ピーク動作電圧から求める方法と要求耐電圧から求める方法を規定し、求めた値のいずれか長い方を要求距離としている。 スピーカのボイスコイルに対する考え方が追加された。
5.4.2.2	Procedure for determining clearance using peak working voltage	ピーク動作電圧を使用して空間距離を決定する方法	2.10.3.1 G.1.1 G.1.2	一般要求 一般 最小空間距離を決定するための手順の要約		定常電圧(steady state voltages)、繰り返しピーク電圧 (recurring peak voltages)及び短時間過電圧 (temporary overvoltages)を検討し、一番高い電圧に耐える距離を要求することとしている。また、動作周波数が30KHzを超える場合に対する要求事項も追加されている。
5.4.2.3	Procedure for determining clearance using required withstand voltage	要求耐電圧を使用して空間距離を決定する方法			-	-
5.4.2.3.1	General	一般事項	2.10.3.1 G.1.1 G.1.2	一般要求 一般 最小空間距離を決定するための手順の要約		IEC60950-1 G.1.2 に類似はするが、IEC62368-1 のこの項目は距離を求めるための基本的な手順を述べているのみである。また、要求距離の決定方法として、ピーク動作電圧から求める方法と要求耐電圧から求める方法を規定し、求めた値のいずれか長い方を要求距離としている。
5.4.2.3.2	Determining transient voltages	過渡電圧の決定			-	-

5 章 電氣的要因による傷害

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
5.4.2.3.2.1	General	一般事項	2.10.3.2	主電源過渡電圧	=	
5.4.2.3.2.2	Determining a.c. mains transient voltages	交流主電源過渡電圧の決定	G.2.1	交流主電源	=	
5.4.2.3.2.3	Determining d.c. mains transient voltages	直流主電源過渡電圧の決定	G.2.2 G.2.3 G.2.4	接地した直流主電源 接地していない直流主電源 電池駆動		IEC62368-1 では接地の方法により過渡電圧の値を決めており、IEC60950-1 とは異なった値を採用している。
5.4.2.3.2.4	Determining external circuit transient voltages	外部回路の過渡電圧の決定	G.3	ネットワークの過渡電圧の決定		IEC62368-1 では「ネットワーク」との用語は使用せず、ケーブル配分システムも含め「外部回路」としている。過渡電圧の値も IEC60950-1 と違った値を規定している部分がある。IEC60950-1 の「Telecommunication network」は IEC62368-1 の表 14 ID1 としている。
5.4.2.3.2.5	Determining transient voltage levels by measurement	測定による過渡電圧レベルの決定	2.10.3.9 G.5	過渡電圧の測定 過渡電圧の測定	=	IEC62368-1 では外部回路からの過渡電圧については表 14 を参照している。60950-1 では 2.10.3.8 を参照している。
5.4.2.3.3	Determining required withstand voltage	要求耐電圧の決定	G.4 G.4.1 G.4.2	要求耐電圧の決定 主電源過渡電圧及び内部の繰返しビーク電圧 ネットワークからの過渡電圧		一部の場合を除いて、要求耐電圧は過渡電圧と同一となった。
5.4.2.3.4	Determining clearances using required withstand voltage	要求耐電圧を使用した空間距離の決定	G.6	最小空間距離の決定		表の数値が一部異なる
5.4.2.4	Determining the adequacy of a clearance using an electric strength test	耐電圧試験を使用した空間距離の妥当性の決定	5.2	耐電圧		IEC60950-1 : 動作電圧に応じて耐電圧値を設定。 IEC62368-1 : 距離の長さに応じて耐電圧値を設定。 ただし、表の値が一部異なる。
5.4.2.5	Multiplication factors for altitudes higher than 2 000 m above sea level	海拔 2000 m を超える高度に対する補正係数			○	2000m を超える高さに対する要求は新規

5 章 電氣的要因による傷害

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
5.4.2.6	Compliance criteria	適合性	2.10.3.1	一般要求		ガラス破損試験(附属書 T.9 参照)については、空間距離を規定値未満に減らさない仕上げへの損傷、小さな(ぼみ、小さなクラックのようなものは無視する。もしクラックが生じたならば空間距離は減少してはならない。裸眼で見えないクラックに対しては、耐電圧試験を実施しなければならない。) (IEC60950-1 にはなし。IEC60065 にあり)
5.4.3	Creepage distances	沿面距離	2.10.4	沿面距離	-	-
5.4.3.1	General	一般事項	2.10.4.1 2.10.4.3	一般 最小沿面距離	○	ES2, ES3, コネクタに対する沿面距離を新規要求 30kHz を超えるもの/超えないものの分類が追加
5.4.3.2	Test method	試験方法	2.10.4.3	最小沿面距離	○	測定条件に附属書 T9 の新規試験要求 エンクロージャの役目をしている以外のコンポーネント又は部分には、附属書 T.2 の試験要求が追加
5.4.3.3	Material group and CTI	材料グループ及び CTI	2.10.4.2	材料グループと比較トラッキング指数	=	
5.4.3.4	Compliance criteria	適合性	2.10.4.3	最小沿面距離		30kHz を超え、400kHz までの周波数に対する表が追加
5.4.4	Solid insulation	固体絶縁	2.10.5	固体絶縁	-	-
5.4.4.1	General requirements	一般要求事項	2.10.5.1	一般要求		固体絶縁として使用されるガラスについてガラス破損試験への適用要求。 アンテナ端子への記述追加。仕上げ・規定値以下の凹み・亀裂の無視を規定。
5.4.4.2	Minimum distance through insulation	絶縁物を通しての最小距離	2.10.5.2	絶縁物を通しての距離		要求が除外される動作電圧は 71V 以下 ES2 以下へ変更 複数層から成る補助絶縁・強化絶縁に対しては 5.4.4.7 項への適合を要求
5.4.4.3	Insulating compound forming solid insulation	固体絶縁を形成する絶縁コンパウンド	2.10.5.3 2.10.5.4	固体絶縁としての絶縁コンパウンド 半導体デバイス	=	適否の判定基準が明確になった。
5.4.4.4	Solid insulation in semiconductor devices	半導体デバイスの固体絶縁	2.10.5.4	半導体デバイス	=	オプトブラへの要求は附属書 G.12 へ移動
5.4.4.5	Insulating compound forming cemented joints	接着接合を形成する絶縁コンパウンド	2.10.5.5	接合部		IEC 60747-5-5 に適合したオプトブラには適用しないことが明記された。
5.4.4.6	Thin sheet material	薄いシート状材料	2.10.5.6	薄いシート状材料 - 概要	-	-

5 章 電氣的要因による傷害

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
5.4.4.6.1	General requirements	一般要求事項	2.10.5.6	薄いシート状材料 - 概要		分離不可能な 3 層以上の薄いシート状材料への緩和事項が追加
5.4.4.6.2	Separable thin sheet material	分離可能な薄いシート状材料	2.10.5.7 2.10.5.10	分離可能な薄いシート材料 薄いシート材料 - 代替試験手順		3 層以上の場合、層をグループに分け、それぞれで評価しなければならない規定が追加。
5.4.4.6.3	Non-separable thin sheet material	分離不可能な薄いシート状材料	2.10.5.8	分離不可能な薄いシート材料	=	
5.4.4.6.4	Standard test procedure for non-separable thin sheet material	分離不可能な薄いシート状材料に対する標準試験手順	2.10.5.9	薄いシート材料 - 標準試験手順	=	
5.4.4.6.5	Mandrel test	マンドレル試験	AA	マンドレル試験		試験配置図の角度に誤差が与えられなくなっている。 金属箔はサンプルの端から 18mm 20mm へ変更。 試験電圧は強化絶縁のものを用いる。
5.4.4.7	Solid insulation in wound components	巻線コンポーネント内の固体絶縁	2.10.5.11	巻き線コンポーネント内の絶縁	=	
5.4.4.8	Compliance criteria	適合性	2.10.5.1	一般要求	=	
5.4.4.9	Solid insulation requirements at frequencies higher than 30 kHz	30 kHz を超える周波数における固体絶縁への要求事項				30kHz 以上の周波数で使用する固体絶縁に対する要求が新たに追加された。
5.4.5	Antenna terminal insulation	アンテナ端子の絶縁			-	-
5.4.5.1	General	一般事項	7.4.1	概要		IEC60950-1 の 7.4.1 項のアンテナ端子への要求と類似 (IEC60065 の 10.2 項に類似)
5.4.5.2	Test method	試験方法	7.4.2	電圧サージ試験		IEC62368-1 では、アンテナ端子と主電源端子の間だけに試験を要求。
5.4.5.3	Compliance criteria	適合性				IEC60950-1 は絶縁耐圧試験で合否を判定。 IEC62368-1 は絶縁抵抗試験で合否を判定。 代替として、適否を 5.4.9.1 に従った基礎絶縁又は強化絶縁用の耐電圧試験で確認してもよい。試験電圧は方法 1.2 及び 3 で求めた再考電圧で、絶縁破壊してはならない。
5.4.6	Insulation of internal wire as a part of a supplementary safeguard	付加セーフガードの一部分としての内部配線の絶縁	2.1.1.3	ELV 配線へのアクセス	=	

5 章 電氣的要因による傷害

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
5.4.7	Tests for semiconductor components and for cemented joints	半導体コンポーネント及び接着接合部に対する試験	2.10.11	半導体デバイス及び接合部についての試験	=	IEC62368-1 : semiconductor components IEC60950-1 : semiconductor devices
5.4.8	Humidity conditioning	湿度処理	2.9.2	湿度処理	=	
5.4.9	Electric strength test	耐電圧試験	5.2	耐電圧	-	-
5.4.9.1	Test procedure for type testing of solid insulation	固体絶縁物の形式試験に対する試験手順	5.2.1 5.2.2	一般 試験手順		主電源または外部回路からの過渡電圧に基づいた要求耐電圧 ピーク動作電圧 一時的過電圧 上記を考慮して耐電圧の電圧値を決定する事としている。IEC62368-1 は、方法 1～3 があり、その中から選択して試験電圧を決定する。IEC60950-1 には無かった、シート状の絶縁物に対する絶縁耐力試験治具が追加された。(IEC60065 にあった絶縁耐力試験治具)
5.4.9.2	Test procedure for routine tests	ルーチン試験の試験手順	5.2.2	試験手順		IEC62368-1 : 試験時間が 1 秒から 4 秒 IEC60950-1 : 試験時間が 1 秒 IEC62368-1 では、ルーチンテストが完成品に対しても適用されることが明記された。
5.4.10	Safeguards against transient voltages from external circuits	外部回路からの過渡電圧に対するセーフガード	6.2	電気通信網の過電圧からの機器使用者の保護	-	-
5.4.10.1	Requirements	要求事項	6.2.1	分離要求事項		IEC60950-1 では、電気通信網からの過渡電圧に対する要求
5.4.10.2	Test methods	試験方法			-	-
5.4.10.2.1	General	一般事項	6.2.2	絶縁耐力試験手順	=	
5.4.10.2.2	Impulse test	インパルス試験	6.2.2.1	インパルス試験	=	
5.4.10.2.3	Steady-state test	安定状態試験	6.2.2.2	定常状態試験	=	
5.4.10.3	Compliance criteria	適合性	6.2.2.3	適合基準	=	
5.4.11	Separation between external circuits and earth	外部回路と接地との間の分離	6.1.2	電気通信網の接地からの分離	-	-
5.4.11.1	General	一般事項	6.1.2.2	除外事項	=	

5章 電氣的要因による傷害

〔凡例〕 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
5.4.11.2	Requirements	要求事項	6.1.2.1	要求事項	=	
5.4.11.3	Test method and compliance criteria	試験方法及び判定基準	6.1.2.1	要求事項	=	
5.5	Components as safeguards	セーフガードとしてのコンポーネント			-	-
5.5.1	General	一般事項				
5.5.2	Capacitors and RC units	コンデンサ及び RC ユニット			-	-
5.5.2.1	General requirements	一般要求事項	1.5.6	絶縁橋絡コンデンサ		RC ユニット追加
5.5.2.2	Safeguards against capacitor discharge after disconnection of a connector	コネクタを切り離した後のコンデンサ放電に対するセーフガード	2.1.1.7	機器内でのコンデンサの放電		コネクタを切り離してから2秒後に測定した電圧が、場合によりES1,ES2の限度値を超えないこと
5.5.3	Transformers	変圧器	1.5.4 C	変圧器 変圧器		附属書 G.5.3 に絶縁要求と過負荷試験について記載されているが、過負荷試験については IEC60950-1 の附属書 C と同等。
5.5.4	Optocouplers	オプトカプラ	2.10.5.4	半導体装置	=	附属書 G.12
5.5.5	Relays	リレー	2.8.7	スイッチ及びリレー		附属書 G.2 に記載されている内容は IEC60950-1 のインターロックシステム内のリレーと同等ではあるが、IEC61810-1 要求が追加されている。
5.5.6	Resistors	抵抗	1.5.7	絶縁橋絡抵抗	=	
5.5.7	SPDs	SPD			-	-
5.5.7.1	Use of an SPD connected to reliable earthing	信頼できる接地に接続した SPD の使用	1.5.9.4	電圧依存抵抗 (VDR) による基礎絶縁の橋絡	=	
5.5.7.2	Use of an SPD between mains and protective earth	主電源と保護接地との間で使用する SPD	1.5.9.4	電圧依存抵抗 (VDR) による基礎絶縁の橋絡	=	
5.5.8	Insulation between the mains and an external circuit consisting of a coaxial cable	同軸ケーブルで構成する外部回路と主電源との間の絶縁	1.5.7.3 7.4	交流主電源とアンテナ又は同軸ケーブルに接続される回路間の二重絶縁、又は強化絶縁を橋絡する抵抗 電源電圧調整		附属書 G.10.3 に主電源と外部回路との間に対するサージ試験、インパルス試験の明確化
5.6	Protective conductor	保護導体			-	-
5.6.1	General	一般事項				セーフガードの概念追加

5 章 電氣的要因による傷害

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
5.6.2	Requirements for protective conductors	保護導体の要求事項			-	-
5.6.2.1	General requirements	一般要求事項	2.6.3.1 2.6.5.2 2.6.5.4 2.6.5.5	一般要求 保護接地導体及び保護ボンディング導体内のコンポーネント 操作者が取り外せる部品		下記が追加されている： ・ 保護接地導体の機械的固定を半田付けだけで行ってはならない。 ・ 保護導体の終端は，保護導体自身をサービスする以外においては，サービス時に緩まないようになっていなければならない。
5.6.2.2	Colour of insulation	絶縁物の色	2.6.3.5	絶縁物の色	=	
5.6.3	Requirements for protective earthing conductors	保護接地導体への要求事項	2.6.3.2	保護接地導体の寸法		・ 表 G.5 と表 3B に差異がある ・ 表 30 が新規
5.6.4	Requirements for protective bonding conductors	保護ボンディング導体の要求事項			-	-
5.6.4.1	Requirements	要求事項	2.6.3.3	保護ボンディング導体の寸法		・ リミテッドショートサーキット(制限短絡回路試験)が追加。 ・ 表 31(保護ボンディング銅導体寸法)は第 2 版の表 2D から 16A 未満の保護電流定格を追加 = UL60950-1 の Table2D に同じ。
5.6.4.2	Determination of the protective current rating	保護電流定格の決定			-	-
5.6.4.2.1	Mains supply as the source	供給源が主電源の場合	2.6.3.3	保護ボンディング導体の寸法	=	
5.6.4.2.2	Other than mains supply as the source	供給源が主電源以外の場合				主電源以外から電源供給される場合の保護電流定格の決定の詳細化(固有制限、ヒューズ、ブレーカ、PTC は 60 秒後、その他は 5 秒後に取り出し得る最大電流値)。IEC60950-1 第 2 版 2.6.3.3 項 c では過電流保護デバイスのみであった。
5.6.4.2.3	Internal circuit as the source	供給源が内部回路の場合				供給源が内部回路である場合の保護電流定格の決定の詳細化(固有制限、ヒューズ、ブレーカ、PTC は 60 秒後、その他は 5 秒後に取り出し得る最大電流値)。IEC60950-1 第 2 版 2.6.3.3 項 c では過電流保護デバイスのみであった。

5 章 電氣的要因による傷害

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
5.6.4.3	Current limiting and overcurrent protective devices	電流制限及び過電流保護デバイス				電流制限デバイス(PTC デバイス)又は過電流保護デバイス(ヒューズ又はサーキットブレーカ)の使用条件が規定された。
5.6.4.4	Compliance criteria	適合性	2.6.3.3	保護ボンディング導体の寸法		適合性の確認方法に附属書 R リミテッドショートサーキット(制限短絡回路試験)が追加された。
5.6.5	Terminals for protective conductors	保護導体用端子	2.6.3.4	接地導体及びその接続箇所の抵抗	-	-
5.6.5.1	Requirements	要求事項	2.6.3.4 2.6.4.2	接地導体及びその接続箇所の抵抗 保護接地及びボンディング端子	=	表 32 = 表 3E
5.6.5.2	Corrosion	腐食	2.6.5.6	耐腐食性	=	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附属書 J から附属書 N へ変更。 ・ 2つの金属間の電位差 0.6V 以下, と明確な表現へ変更された。
5.6.6	Resistance of the protective bonding system	保護ボンディングシステムの抵抗	2.6.3	保護接地導体及び保護ボンディング導体	-	-
5.6.6.1	Requirements	要求事項	2.6.3.1 2.6.3.2 2.6.3.3 2.6.3.4	接地導体及びその接続箇所の抵抗		<ul style="list-style-type: none"> ・ 表 3B(導体の寸法)が表 G.5 へ, 表 3E(主電源供給導体と保護接地導体用の端子の寸法)が表 32(保護導体用の端子寸法)へ変更。数値が変わっている。 ・ 表 32 は表 3E より定格電流の欄を削除。

5 章 電氣的要因による傷害

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
5.6.6.2	Test method	試験方法	2.6.3.4	接地導体及びその接続箇所の抵抗		a)項： ・ 被試験回路の保護電流定格が 25A 以下の場合，試験電流は保護定格電流の 200%を 2 分間印加 ・ 保護電流定格が 16A 以下から 25A 以下に変更。 ・ 保護ボンディング導体の抵抗が，0.1 を越えてはならない条件が 5.6.6.3 判定基準に移行。 b)項： ・ 被試験回路の保護電流定格が 16A 超から 25A 超に変更。 ・ 試験電流が保護電流定格の 200%から，保護電流定格の 200%もしくは 500A のいずれか低い方に変更。 ・ 試験時間を示す表 2E は表 33 に。値は表 2E に同じ。 ・ 保護ボンディングシステムの電圧降下が，2.5V を越えてはならない条件が 5.6.6.3 判定基準に移行。 d)項： ・ 被試験回路の保護電流定格が 16A 超から 25A 超に変更。 e)項： ・ 保護ボンディング導体について，試験電流の最小 2A が削除。
5.6.6.3	Compliance criteria	適合性	2.6.3.4	接地導体及びその接続箇所の抵抗		・ 保護ボンディング導体の抵抗が，0.1 を越えてはならない条件が 5.6.6.3 判定基準に移行。 ・ 保護ボンディングシステムの電圧降下が，2.5V を越えてはならない条件が 5.6.6.3 判定基準に移行。
5.6.7	Reliable earthing	信頼できる接地	1.5.9.4 5.1.7.1	電圧依存抵抗器による基礎絶縁の矯絡 一般要求事項	=	IEC60950-1 の 5.1.7 と類似
5.7	Prospective touch voltage, touch current and protective conductor current	予想接触電圧，タッチカレント及び保護導体電流	5.1	タッチカレント及び保護導体電流	-	-

5 章 電氣的要因による傷害

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
5.7.1	General	一般事項	1.4.4	試験のための動作条件	=	測定方法の説明
5.7.2	Measuring devices and networks	測定デバイス及びネットワーク 接触電流の測定	5.1.3	試験回路	-	-
5.7.2.1	Measurement of touch current	タッチカレントの測定	5.1.4	測定器の接続		IEC60950-1 : RMS で測定 IEC62368-1 : PEAK で測定
5.7.2.2	Measurement of voltage	電圧の測定	1.4.9	対地間電圧測定		最大の予測接触電圧となる箇所にて接地する。
5.7.3	Equipment set-up, supply connections and earth connections	機器のセットアップ, 電源接続及び接地接続	5.1.2 5.1.3 5.1.2.1 5.1.2.2 5.1.2.3	供試機器の構成 試験回路 交流主電源への単一接続 交流主電源への冗長複数接続 交流主電源への同時複数接続	=	
5.7.4	Earthed accessible conductive parts	接地したアクセス可能な導電部	5.1.6	試験測定		接触電流は, ES2 限度値を超えてはならない。
5.7.5	Protective conductor current	保護導体電流	5.1.7 5.1.7.1 5.1.7.2	タッチカレントが3 . 5 m Aを超える機器 一般 電源への同時複数接続		下記条件に適合する場合のみ保護導体電流が限度値ES2 を超えることを許容される ・ 電流は通常動作条件下において入力電流の5%を超えない ・ 指示セーフガード又は二重セーフガードを備えた保護接地導体を含んでいる。 ・ 信頼できる接地を含んでいる。
5.7.6	Prospective touch voltage and touch current due to external circuits	外部回路に起因する予想接触電圧及びタッチカレント			-	-

5 章 電氣的要因による傷害

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
5.7.6.1	Touch current from coaxial cables	同軸ケーブルからのタッチカレント	5.1.8	ネットワーク線及びケーブル分配システムへのタッチカレント並びにネットワーク線からのタッチカレント		同軸ケーブルに接続される外部回路に対しては IEC60728-11:2005 に従ってケーブルのシールド線を建造物の接地に接続するための説明書が必要
5.7.6.2	Prospective touch voltage and touch current from external circuits	外部回路への予想接触電圧及びタッチカレント	5.1.8.1	ネットワーク線及びケーブル分配システムへのタッチカレントの制限	=	IEC60950-1 の 5.1.8.1 と類似
5.7.7	Summation of touch currents from external circuits	外部回路からのタッチカレントの総量	5.1.8.2	ネットワークからのタッチカレントの総量		IEC60950-1 : 限度値 3.5mA。 IEC62368-1 : 限度値は表 4 の ES2 限度値参照

6 章 電気的要因による火災

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
6	Electrically-caused fire	電気的要因による火災			-	-
6.1	General	一般事項				
6.2	Classification of power sources (PS) and potential ignition sources (PIS)	電力源(PS)と潜在的発火源(PIS)の分類			-	-
6.2.1	General	一般事項				電力源を再定義し、潜在的発火源を新しく定義
6.2.2	Power source circuit classifications	電力源回路の分類			-	-
6.2.2.1	General	一般事項				供給電力に基づく PS1、PS2、PS3 の分類
6.2.2.2	Power measurement for worst-case fault	最も過酷となる負荷の故障状態における電力測定	2.5	有限電源		負荷の故障状態における電力測定方法を定義 試験方法が、IEC60950-1 2.5 項と類似している。
6.2.2.3	Power measurement for worst-case power source fault	最も過酷となる電力源の故障状態における電力測定	2.5	有限電源		電力源の故障状態における電力測定方法を定義 試験方法が、IEC60950-1 2.5 項と類似している。
6.2.2.4	PS1	PS1	1.4.11 4.7.2.2 4.7.3.3	ネットワーク線からの電力 防火用エンクロージャが不要な部分 防火用エンクロージャの外側のコンポーネント、その他の部分の材料		PS1 の回路条件を説明： 3 秒後の測定で 15W を超えない。 3 秒未満の電力は不問（上限無し） 1.4.11：ネットワークから得られる電力は、15VA 以内に制限 4.7.2.2：通常動作状態及び機器内の単一故障後（1.4.14 参照）に最大 15VA(1.4.11 参照）に制限されている電源から供給される二次回路のコネクタ。 4.7.3.3：コネクタは通常の使用状態及び機器内での単一故障状態(1.4.14 参照)において、最大 15VA
6.2.2.5	PS2	PS2				PS2 の回路条件を説明
6.2.2.6	PS3	PS3				PS3 の回路条件を説明
6.2.3	Classification of potential ignition sources	潜在的発火源の分類			-	-
6.2.3.1	Arcing PIS	アーク性 PIS				PIS の 1 つであるアーク性 PIS の条件を定義
6.2.3.2	Resistive PIS	抵抗性 PIS				PIS の 1 つである抵抗性 PIS の条件を定義

6 章 電氣的要因による火災

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
6.3	Safeguards against fire under normal operating conditions and abnormal operating conditions	通常動作状態及び異常動作状態における火災に対するセーフガード			-	-
6.3.1	Requirements	要求事項	4.5.3 4.7.3.3	材料の温度限度 防火用エンクロージャの外側のコンポーネント, その他の部分の材料		通常動作状態、異常動作状態は、 ~ を満たすこと 発火が生じてはならない 機器のいかなる部分も ISO8711 による測定で自動着火温度限度値の 90% 以下の温度であること 防火用エンクロージャの外側のコンポーネント、および部分の燃焼性は下記のいずれかに適合すること HB75 : 材料の最小厚が 3mm 未満の場合 HB40 : 材料の最小厚が 3mm 以上の場合 HBF 上記の要求は、60950-1 4.7.3.3 項と同様。但し、IEC60950-1 4.7.3.1 項において、HB 材への代替試験としてグローワイヤ試験が認められていたが、その代替試験が認められなくなった。の要求は新規となるが、部品をその部品の保証範囲内で使用するという意味では 1.5.1 項および 4.5.3 項とも関連あり。
6.3.2	Compliance criteria	適合性				適合性は、データシートの検査、B.2 による通常動作状態での試験、及び B.3 による異常動作状態での試験によって判定する。材料の温度は、熱平衡に達するまで連続的に測定する。
6.4	Safeguards against fire under single fault conditions	単一故障状態における火災に対するセーフガード			-	-

6 章 電氣的要因による火災

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
6.4.1	General	一般事項	4.7.1	着火及び炎拡散の危険の減少		次の二つの保護方法のうち、4000W を超える場合は“発火の可能性の減少”の方策は選択不可。 - 発火の可能性の減少 - 炎の拡散の抑制
6.4.2	Reduction of the likelihood of ignition under single fault conditions in PS1 circuits	PS1 回路の単一故障状態における発火の可能性の減少	4.7.2.2	防火用エンクロージャが不要な部分		IEC60950-1 の 4.7.2.2 の二次回路で最大 15VA に制限された回路に対する防火用エンクロージャは不要 IEC62368-1 では 15VA PS1 に変わった。 PS1 の回路条件： 3 秒後の測定で 15W を超えない。 3 秒未満の電力は不問(上限無し)
6.4.3	Reduction of the likelihood of ignition under single fault conditions in PS2 circuits and PS3 circuits	PS2 回路及びPS3 回路の単一故障状態における発火の可能性の減少			-	-
6.4.3.1	General	一般事項				回路の利用可能電力が 4000W を超えない場合の要求
6.4.3.2	Requirements	要求事項				6.4.1 の“発火の可能性の減少”のための要求事項
6.4.3.3	Test method	試験方法				6.4.1 の“発火の可能性の減少”のための試験方法 B.4 の“単一故障状態の模擬”に従って試験を行う。
6.4.3.4	Compliance criteria	適合性				6.4.1 の“発火の可能性の減少”のための適否判定方法
6.4.4	Control of fire spread in PS1 circuits	PS1 回路における炎の拡散の抑制	4.7.2.2	防火用エンクロージャが不要な部分		防火用エンクロージャを要求しない条件の 1 つとして規定
6.4.5	Control of fire spread in PS2 circuits	PS2 回路における炎の拡散の抑制			-	-
6.4.5.1	General	一般事項	2.5	有限電源		6.4.1 の“炎の拡散の抑制”のための一般事項 附属書 Q (有限電源) の要求事項を満たす場合は PS2 回路とみなす。
6.4.5.2	Requirements	要求事項	4.7.3.1 4.7.3.4	一般要求事項 防火用エンクロージャの内側のコンポーネント、その他の部分の材料		6.4.1 の“炎の拡散の抑制”の PS2 回路における要求事項

6 章 電氣的要因による火災

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
6.4.5.3	Compliance criteria	適合性				6.4.1の“炎の拡散の抑制”のPS2回路における適否判定方法
6.4.6	Control of fire spread in a PS3 circuit	PS3回路における炎の拡散の抑制	4.7.2 4.7.3.4	防火用エンクロージャの条件 防火用エンクロージャの内側のコンポーネント、その他の部分の材料		6.4.1の“炎の拡散の抑制”のPS3回路における、付加セーフガードの要求事項、及び適否判定方法
6.4.7	Separation of combustible materials from a PIS	PISからの可燃性材料の分離			-	-
6.4.7.1	General	一般事項				PISと可燃性材料の分離要求の考えを定義
6.4.7.2	Separation by distance	距離による分離	4.7.3.1	一般要求事項		IEC60950-1の4.7.3.1項の要求内容のうち、分離距離が13mm以上であったものが気流の考慮も加えた上で上方向50mm以上となった。また、その制限域内の可燃性材料が4g未満の材料に対しては燃焼性等の要求はないことが追加された。さらに、V-1材料の要求の代替試験としてコードフレーム試験(S.2項参照)が追加された。
6.4.7.3	Separation by a fire barrier	防火用バリアによる分離	4.7.3.1	一般要求事項		PCBをバリアとして使用する条件を規定。
6.4.7.4	Compliance criteria	適合性	4.7.3.1	一般要求事項	=	適合性評価基準は同等
6.4.8	Fire enclosures and fire barriers	防火用エンクロージャ及び防火用バリア			-	-
6.4.8.1	General	一般事項	1.2.6.1 1.2.6.2	エンクロージャ 防火用エンクロージャ		防火用バリアの定義は新規だが、エンクロージャの説明は同等
6.4.8.2	Fire enclosure and fire barrier material properties	防火用エンクロージャ及び防火用バリアの材料特性			-	-
6.4.8.2.1	Requirements for a fire barrier	防火用バリアの要求事項	4.7.3.1	一般要求事項	=	
6.4.8.2.2	Requirements for a fire enclosure	防火用エンクロージャの要求事項	4.7.3.2	防火用エンクロージャの材料		要求区別が質量(18kg)及び可動形機器、据置形機器という分類から電力(4000W)による分類になった。
6.4.8.2.3	Compliance criteria	適合性	4.7.3.1	一般要求事項	=	適合性評価基準は同等

6 章 電氣的要因による火災

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
6.4.8.3	Constructional requirements for a fire enclosure and a fire barrier	防火用エンクロージャ及び防火用バリアの構造的な要求事項			-	-
6.4.8.3.1	Fire enclosure and fire barrier openings	防火用エンクロージャ及び防火用バリアの開口	4.7.3.1	一般要求事項		開口部は PIS との位置関係に依存し、気流の向きを考慮することが明記された。
6.4.8.3.2	Fire barrier dimensions	防火用バリアの寸法	4.7.3.1	一般要求事項		バリアの端への引火を防ぐのに十分な大きさをもたなければならない。
6.4.8.3.3	Top openings and top opening properties	上部開口及び上部開口の特性	4.6.1	上面及び側面開口		内部からの発火に対しての上部開口の制限領域が新規に規定された (950 では異物侵入に対する上面開口の要求)
6.4.8.3.4	Bottom openings and bottom opening properties	底面開口及び底面開口特性	4.6.2	防火用エンクロージャの底面		底面開口の制限領域が変更された 開口部の寸法要求が変更された
6.4.8.3.5	Integrity of the fire enclosure	防火用エンクロージャの確実性	4.6.3	防火用エンクロージャの扉又はカバー	=	[参考] IEC60950-1 の操作者はサービス従事者以外を指し、サービス従事者は教育を受けた人、熟練者に該当する。よって、操作者は IEC62368-1 の一般人と解釈した。
6.4.8.3.6	Compliance criteria	適合性	4.7.3.1 4.6.1 4.6.2 4.6.3	一般要求事項 上面及び側面開口 防火用エンクロージャの底面 防火用エンクロージャの扉又はカバー	=	
6.4.8.4	Separation of a PIS from a fire enclosure and a fire barrier	防火用エンクロージャ及び防火用バリアからの PIS の分離	4.7.3.2	防火用エンクロージャの材料		抵抗性 PIS から 5mm の分離距離は新規分離距離を満足できない場合の規定が変更
6.5	Internal and external wiring	内部及び外部の電線			-	-
6.5.1	Requirements	要求事項	4.7.2.2 4.7.3.3 4.7.3.4	防火用エンクロージャが不要な部分 防火用エンクロージャの外側のコンポーネント、その他の部分の材料 防火用エンクロージャの内側のコンポーネント、その他の部分の材料		PS2 又は PS3 回路において、内部配線又は外部配線からの絶縁は IEC60332-1-2, 1-3, 2-1, 2-2 の試験方法に適合すること。
6.5.2	Compliance criteria	適合性				IEC60332 シリーズ、または、IEC/TS60695-11-21 の要求を満たすこと

6 章 電氣的要因による火災

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
6.5.3	Requirements for interconnection to building wiring.	建造物配線への相互接続に関する要求事項	2.5 6.3	有限電源 ネットワーク配線システムの過熱保護	=	IEC62368-1 では配線システムによる遠隔装置への電源供給で、IEC60950-1 では、電気通信配線システムとなっているが、要求内容は同等
6.5.4	Compliance criteria	適合性	2.5 6.3	有限電源 ネットワーク配線システムの過熱保護	=	外部回路への接続を意図したペア導体ケーブル回路に対して附属書 Q に示す試験要求を満たすこと
6.6	Safeguards against fire due to the connection of additional equipment	追加接続する機器の火災に対するセーフガード	2.5 3.5.4 4.7	有限電源 追加機器用のデータポート 耐火性		IEC60950-1 では、追加機器が 4.7 項を満足することが明らかでない限り、電力供給回路は LPS に制限するしか方法がなかった。 IEC62368-1 では上記に替えて、電力供給を PS2 に制限することも認められる。

7 章 有害物質による傷害

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
7	Injury caused by hazardous substances	有害物質による傷害			-	-
7.1	General	一般事項				
7.2	Reduction of exposure to hazardous substances	有害物質へのばく露の減少				危険な化学物質の封じ込め(containment)を規定
7.3	Ozone exposure	オゾンへのばく露			=	
7.4	Use of personal safeguards (PPE)	個人用セーフガード(PPE)の使用				封じ込めが現実的でない場合に人体保護装置による保護を規定
7.5	Use of instructional safeguards and instructions	指示セーフガード及び説明文の使用				附属書 F の F.5 の規定を引用
7.6	Batteries and their protection circuits	電池及びその保護回路				附属書 M を引用し、要求事項全てを附属書 M に集約。保護回路にも適用

8 章 機械的要因による傷害

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
8	Mechanically-caused injury	機械的要因による傷害	4	物理的要求事項	-	-
8.1	General	一般事項				
8.2	Mechanical energy source classifications	機械エネルギー源の分類			-	-
8.2.1	General classification	一般分類	4.4.5.1	回転するファンブレードからの保護 一般		MS1～MS3の分類 ファンブレードの分類がプラスチックとその他の材料とで細分化された。(3a, 3b)
8.2.2	MS1	MS1	4.4.5.2	回転するファンブレードからの使用者の保護		MS1の説明
8.2.3	MS2	MS2	4.4.5.2	回転するファンブレードからの使用者の保護		MS2の説明
8.2.4	MS3	MS3	4.4.5.3	回転するファンブレードからのサービス従事者の保護		MS3の説明
8.3	Safeguards against mechanical energy sources	機械的エネルギー源に対するセーフガード				一般人と教育を受けた人と熟練者に必要なセーフガード要求は4.3項を参照する。
8.4	Safeguards against parts with sharp edges and corners	鋭利な縁及び角をもつ部分に対するセーフガード	4.3.1	端面及び角	-	-
8.4.1	Requirements	要求事項	4.3.1	端面及び角		鋭利な端面及び角をMS1～MS3に分類し必要なセーフガード(指示セーフガード含む)を規定
			4.3.1	端面及び角		機能上、接触不可にできない場合の要求事項を追加 指示セーフガードの要素を規定
8.4.2	Compliance criteria	適合性	4.3.1	端面及び角		目視検査に加え、必要な場合、附属書 V により接触可否を判断することを追加
8.5	Safeguards against moving parts	運動部分に対するセーフガード	4.4	危険な運動部分からの保護	-	-

8 章 機械的要因による傷害

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
8.5.1	Requirements	要求事項	4.4.1 4.4.2 4.4.5.1 4.4.5.2	一般 操作者アクセスエリアでの保護 回転するファンブレードからの保護： 一般要求事項 回転するファンブレードからの保護： 使用者の保護		プラスチックファンブレードとその他のファンブレードの参照項目を細分化
8.5.2	Instructional safeguard requirements	指示セーフガードの要求事項				指示表示の明確化
8.5.3	Compliance criteria	適合性	4.2 4.4.1	機械的強度 一般		附属書 V 及び附属書 T の試験により適否を判定
8.5.4	Special categories of equipment comprising moving parts	運動部分をもつ特別な種類の機器			-	-
8.5.4.1	Large data storage equipment	大型データ記憶機器				IEC60950-23 を引用
8.5.4.2	Equipment having an electromechanical device for destruction of media	メディアを粉砕するための電気機械的デバイスをもつ機器	EE	家庭用および家庭 / 事務所用ドキュメント / メディア裁断器	-	-
8.5.4.2.1	General requirements	一般要求事項	2.8 EE.5	安全インタロック 危険な運動部分からの保護		2 秒以内に適切なエネルギーまで減少しない場合に、安全インタロックによりアクセスを防止し続けること。
8.5.4.2.2	Instructional safeguards against moving parts	運動部分に対する指示セーフガード	EE2	表示及び指示書		表示及び説明書の記載内容が変更
8.5.4.2.3	Disconnection from the supply	主電源からの切断	EE4	危険な運動部分への電力の停止	=	
8.5.4.2.4	Test method	試験方法	EE.5	危険な運動部分からの保護	=	
8.5.4.2.5	Compliance criteria	適合性	2.8 EE.5 4.2.8 4.2.9 4.2.11 4.2.11	安全インタロック 危険な運動部分からの保護 CRT 高圧ランプ 回転する固体メディア 回転する固体メディア	=	・ CRT は附属書 U へ移動(附属書 U は 4.4.4.6 から参照) ・ 高圧ランプは 8.5.5 へ移動 回転する固体メディアは削除

8章 機械的要因による傷害

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
8.5.5	High pressure lamps	高圧ランプ	4.2.9	高圧カランプ	-	-
8.5.5.1	General	一般事項	4.2.9	高圧カランプ		MS3 とみなされる高圧ランプのことのみ言及
8.5.5.2	Test method	試験方法	4.2.9	高圧カランプ		ランプの故障を模擬した試験を規定
8.5.5.3	Compliance criteria	適合性	4.2.9	高圧カランプ		判定基準を一部追加
8.6	Stability of equipment	機器の安定性			-	-
8.6.1	Requirements	要求事項				機器の設置手段による種類や質量により、適用する試験を表 36 に規定。
8.6.2	Static stability	静的安定性			-	-
8.6.2.1	Test setup	試験セットアップ				床置形機器の安定性に対する狙い、要求事項及び基本的な試験条件を記載
8.6.2.2	Static stability test	静的安定性試験	4.1	安定性		技術的要件は以下を除き同等。
8.6.2.3	Downward force test	下向き力試験				・力を加える場所の高さを変更(2m から 1.5m) < 緩和 >
8.6.2.4	Compliance criteria	適合性				
8.6.3	Relocation stability test	再配置安定性試験	4.1	安定性	-	-
8.6.3.1	Requirements	要求事項	4.1	安定性		移動又は再配置させる事が考慮されており最小直径が
8.6.3.2	Test method	試験方法	4.1	安定性		100mm 未満以下のキャスターがついている機器の試験条件を明確化
8.6.4	Glass slide test	ガラススライド試験			-	-
8.6.4.1	Requirements	要求事項				機器に対し、ガラスの上に機器を載せ 10°傾けて安定性を確認する試験を要求(UL1492 96.5.5 に類似)
8.6.4.2	Test method and compliance criteria	試験方法及び適合性				
8.6.5	Horizontal force test and compliance criteria	水平荷重試験及び適合性				機器の質量に応じた水平力試験を規定 (代替えとしての傾斜試験も規定)
8.7	Equipment mounted to a wall or ceiling	壁又は天井に取り付ける機器	4.2.10	壁又は天井に取り付ける機器	-	-

8 章 機械的要因による傷害

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
8.7.1	Requirements	要求事項	4.2.10	壁又は天井に取り付ける機器		<p>取り付け手段の故障による機器落下による傷害の可能性を最小化するための一般的な要求内容を記載。</p> <p>また、取り付け器具の機器への添付又は操作者マニュアルに必要な取り付け器具の詳細の記載を要求。</p> <p>なお、IEC62368-1 A1 と A2 間にも次の差異がある。</p> <p>IEC62368-1 A1:</p> <p>MS1: 機器重量 7Kg 以下、取付 2m 以下</p> <p>MS2: 機器重量 7Kg 以上、取付 2m 以下</p> <p>MS3: 取付 2m 以上</p> <p>IEC62368-1 A2:</p> <p>MS1: 機器重量 1Kg 以下、取付 2m 以下</p> <p>MS2: 機器重量 1Kg 以上、取付 2m 以下</p> <p>MS3: 取付 2m 以上</p> <p>更に MS2、MS3 に該当するものは、取付手段が下記のように別れる際の試験手順を規定。</p> <p style="padding-left: 20px;">製造者が取付手段を指定 8.7.2 項 Test1</p> <p style="padding-left: 20px;">製造者による取付手段指定なし 8.7.2 項 Test2</p> <p style="padding-left: 20px;">取付器具の接合のためのねじ山がある 8.7.2 項 Test3</p>
8.7.2	Test methods	試験方法	4.2.10	壁又は天井に取り付ける機器		<p>8.7.1 項に基づく試験詳細。</p> <p>Test1: 自重の 3 倍 or 自重+880N× 1 分。壁付 50N×60s</p> <p>Test2: 自重の 4 倍 or 自重の 2 倍+880N× 1 分。他</p> <p>Test3: 表 37 に基づいたトルク試験</p>
8.7.3	Compliance criteria	適合性	4.2.10	壁又は天井に取り付ける機器	=	
8.8	Handle strength	ハンドル強度			-	-
8.8.1	General	一般事項				持上げ、持運び用のハンドルに対する試験を要求。

8 章 機械的要因による傷害

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
8.8.2	Test method and compliance criteria	試験方法及び適合性				MS1、MS2、MS3 毎に試験方法を規定。 また試験に際し、荷重印加部分の幅を 75mm に規定。
8.9	Wheels or casters attachment requirements	車輪又はキャスター取付けの要求事項			-	-
8.9.1	General	一般事項				手押しカートやキャリアを含む一部の MS2、MS3 の機器は転倒の危険性を減少させることを要求。
8.9.2	Test method	試験方法				(本項、工場内運搬用の台車やキャスター付き油圧ジャッキは適用外と想像するが、運搬用という部分が引っかかる) 車輪、又はキャスターが外れないように確認する試験が追加。
8.10	Carts, stands, and similar carriers	カート、スタンド及び類似の運搬装置			-	-
8.10.1	General	一般事項				カート、スタンド及び類似の運搬装置に対する安定性要求。 表 35,5 行に沿って分類。 MS3:8.6.5 の水平試験に適合 (13%重量 or100N, or15 度傾斜) 背丈 1m 超の MS2orMS3 : 8.6.3 の試験に適合 (上記は&条件に読める。1m 超の MS3 は と が対象)
8.10.2	Marking and instructions	表示及び説明書				特定の機器に使用するカート、スタンド又は同様な運搬装置及び、その特定の機器に対する指示セーフガードを規定
8.10.3	Cart, stand or carrier loading test and compliance criteria	カート、スタンド又は運搬装置の荷重試験及び適合性				子供が掴めるハンドル等：220N×1 分間 + 動画表示画面指示部：製造者予想加重+440N or 全ての面：製造者予想加重×4 倍 or100N 以上 < 440N

8 章 機械的要因による傷害

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
8.10.4	Cart, stand or carrier impact test	カート, スタンド又は運搬装置の衝撃試験				7Jの衝撃を一撃加える。試験方法は; 5cm 鉄球 1.3m ガラス面に対しては 4.4.4.6 項の試験
8.10.5	Mechanical stability	機械的安定性				カート、スタンド、運搬装置は、MS2 or MS3 機器との組み合わせで 8.6.3 項 & 8.6.5 項の試験に適合を要求。 印加する荷重は 1.5m までの高さに対し、次の小さい方を適用。 機器重量の 13% or 100N
8.10.6	Thermoplastic temperature stability	熱可塑性の温度安定性				熱可塑性材料をその構造に使用している機器、カート、スタンド又は運搬装置に対して、熱可塑性材料の耐温度安定性を規定
8.11	Mounting means for rack mounted equipment	ラックマウント機器の取付手段			-	-
8.11.1	General	一般事項	DD.1		=	
8.11.2	Requirements	要求事項	DD.1	ラックに搭載される機器の実装方法に対する要求事項 一般	=	
8.11.3	Mechanical strength test	機械的強度試験	DD.2	機械的強度試験、変数 N	=	
8.11.4	Mechanical strength test, 250 N, including end stops	機械的強度試験, 250 N, 終端止めを含む	DD.3	機械的強度試験, 250 N、ストッパーを含む	=	
8.11.5	Compliance criteria	適合性	DD.4	適否	=	
8.12	Telescoping or rod antennas	伸縮アンテナ又はロッドアンテナ				伸縮式アンテナ又はロッドアンテナの端の直径及び取り外し防止を規定

9章 熱エネルギーによる熱傷

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
9	Thermal burn injury	熱エネルギーによる熱傷			-	-
9.1	General	一般事項	4.5.4	接触温度限度	=	IEC60950-1にはSafeguardという表現は無い。 IEC62368-1は高温部分に触れられないようにSafeguardを設けると要求しており、IEC60950-1では触れる部分が温度規定値を超えることを制限している。
9.2	Thermal energy source classifications	熱エネルギー源の分類			-	-
9.2.1	General	一般事項				一故障状態、異常状態での温度を制限。 また、ここで試験時の基準温度が25であることを規定。
9.2.2	TS1	TS1				TS1の説明 (熱エネルギー源のレベルは表38に規定)
9.2.3	TS2	TS2				TS2の説明 (熱エネルギー源のレベルは表38に規定)
9.2.4	TS3	TS3				TS3の説明 (熱エネルギー源のレベルは表38に規定)
9.2.5	Test method and compliance criteria	試験方法及び適合性	4.5.4	接触温度限度		IEC60950-1では、試験時の負荷条件、温度をコントロールする素子類の作動条件を規定。 IEC62368-1では、試験環境(室温)について規定。
9.2.6	Touch temperature levels	接触温度レベル	4.5.4	接触温度限度		IEC60950-1では、4.5.3項に巻線部品等の温度規定の規定がある。4.5.4に接触可能な温度規定あり。 IEC62368-1の9章には巻線部品の温度規定は無いが接触可能な部分の温度規定がTS1,TS2,TS3毎に規定されている。
9.3	Safeguards against thermal energy sources	熱エネルギー源に対するセーフガード	4.5.4	接触温度限度		ordinary persons, instructed persons, skilled personsに分けたSafeguardの要求。
9.4	Requirements for safeguards	セーフガードの要求事項			-	-
9.4.1	Equipment safeguard	機器セーフガード	4.5.4	接触温度限度		通常動作状態及び異常動作状態の下での熱エネルギーの伝導を制限するための機器セーフガードについて規定。
9.4.2	Instructional safeguard	指示セーフガード	4.5.4	接触温度限度		指示セーフガードの使用が認められる条件が変更となったが、その表示方法・内容はほぼ同一。 ・指示セーフガードは附属書F.5の規定に従う ・注意表示における”警告”が”注意”に変更

10章 放射

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
10	Radiation	放射	4.3.13	放射	-	-
10.1	General	一般事項	4.3.13.1	一般要求		過度の音量からの聴覚障害に対する保護も含むことに言及
10.2	Radiation energy source classification	放射エネルギー源の分類			-	-
10.2.1	General classification	一般的な分類				表 39 にて放射エネルギー源の分類を説明
10.2.2	RS1	RS1				RS1 の説明
10.2.3	RS2	RS2				RS2 の説明
10.2.4	RS3	RS3				RS3 の説明
10.3	Safeguards against laser radiation	レーザ放射に対するセーフガード	4.3.13.5	レーザ(レーザダイオードを含む)及び発光ダイオード(LED)	-	-
10.3.1	Requirements	要求事項	4.3.13.5.1 4.3.13.5.2	レーザ(レーザダイオードを含む) 発光ダイオード(LED)		RS1、RS2、RS3 における要求事項を規定
10.3.2	Compliance criteria	適合性	4.3.13.5.1	レーザ(LEDを含む)	=	基本的な判定基準は同等
10.4	Safeguards against visible, infra-red, and ultra-violet radiation	可視光, 赤外線および紫外線の放射に対するセーフガード	4.3.13.4	人体の紫外線(UV)への曝露	-	-
10.4.1	General	一般事項	4.3.13.4	人体の紫外線(UV)への曝露		RS1、RS2、RS3 における要求事項を規定
10.4.2	Instructional safeguard	指示セーフガード	4.3.13.4	人体の紫外線(UV)への曝露		可視光、赤外線の指示セーフガードも追加
10.4.3	Compliance criteria	適合性	4.3.13.4	人体の紫外線(UV)への曝露	=	内容は同等
10.5	Safeguards against x-radiation	X線に対するセーフガード	4.3.13.2	電離放射	-	-
10.5.1	Requirements	一般要求事項	4.3.13.2	電離放射		RS1、RS2、RS3 における要求事項を規定
10.5.2	Compliance criteria	適合性	H	電離放射線		試験方法は 10.5.3 に記述されるが、内容に相違あり
10.5.3	Test method	試験方法	H	電離放射線		一般人、教育を受けた人、熟練者の別、および異常動作状態と単一故障状態での測定が追加。また測定 5 分間の画像の明瞭さを規定。
10.6	Safeguards against acoustic energy sources	音響(acoustic)エネルギー源に対するセーフガード	4.3.13.6	その他の種類	-	-
10.6.1	General	一般事項				個人用携帯音楽プレーヤーによる大音圧レベルでの長時間聴取に対する保護が新規に規定

10章 放射

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
10.6.2	Classification	分類			-	-
10.6.2.1	RS1 limits	RS1 限度値				RS1 の限度値を規定
10.6.2.2	RS2 limits	RS2 限度値				RS2 の限度値を規定
10.6.2.3	RS3 limits	RS3 限度値				RS3 の限度値を規定
10.6.3	Measurement methods	測定方法				測定方法を規定
10.6.4	Protection of persons	人の保護				一般人、教育を受けた人および熟練者に対する、音響エネルギーへの保護を規定
10.6.5	Requirements for listening devices (headphones, earphones, etc.)	リスニングデバイス(ヘッドフォン, イヤホンなど)に対する要求			-	-
10.6.5.1	Corded passive listening devices with analogue input	コード式リスニングデバイス - アナログ入力パッシブ形(増幅機能を含まない)				規定音圧値となるアナログ入力電圧値を規定
10.6.5.2	Corded listening devices with digital input	コード式リスニングデバイス - デジタル入力				デジタル入力時の音響出力値を規定
10.6.5.3	Cordless listening devices	コードレス式リスニングデバイス				音響出力値を規定
10.6.5.4	Measurement method	測定方法				測定方法を規定

附属書 B 通常動作状態試験，異常動作状態試験及び単一故障状態試験

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
B	Normal operating condition tests, abnormal operating condition tests and single fault condition tests	通常動作状態試験，異常動作状態試験及び単一故障状態試験			-	-
B.1	General	一般事項			-	-
B.1.1	Introduction	序文			-	-
B.1.2	Test applicability	試験の適用	1.4.1	試験の適用	=	利用可能なデータが存在するか、又は、試験を行う必要のない証拠があれば、試験をすべきではないことを明記。試験の結果如何で、セーフガードの必要性を示唆。
B.1.3	Type of test	試験の形式	1.4.2	形式試験	=	
B.1.4	Test samples	試験サンプル	1.4.3	試験サンプル	=	
B.1.5	Compliance by inspection of relevant data	関連データの検査による適合性	1.4.15	関連データの検討による適否判定	=	
B.1.6	Temperature measurement conditions	温度測定条件	1.4.13 4.5.2	温度測定方法 温度試験		温度測定の大まかな条件が本項にまとめられた。また温度上昇の平衡(安定)したことを判断する指標が新たに明記された。
B.2	Normal operating conditions	通常動作状態			-	-
B.2.1	General	一般事項	1.4.4	試験のための動作条件		オーディオ増幅器及びオーディオ増幅を含む機器には、追加試験条件(附属書 E)があることが追記された。
B.2.2	Supply frequency	供給周波数	1.4.6	試験のための電源周波数	=	
B.2.3	Supply voltage	供給電圧	1.4.5	試験のための電源電圧		交流主電源に接続する機器において、製造業者が宣言しない場合の最小公差が変更された。 +6%/-10 +10%/-10%
B.2.4	Normal operating voltages	通常動作電圧	1.4.8	通常動作電圧		回路定義の違い(SELV/ELV/TNV 等)
B.2.5	Input test	入力試験	1.4.10 1.6.2	供試機器の負荷構成 入力電流		オーディオ増幅器を含む機器、及び、動画を表示するディスプレイの場合の設定条件が追記された。 IEC60950-1 は入力電流だけを対象にしていたが、IEC62368-1 は入力電力も対象となった。

附属書 B 通常動作状態試験，異常動作状態試験及び単一故障状態試験

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
B.2.6	Operating temperature measurement conditions	動作温度測定条件	1.4.12	温度測定条件	-	-
B.2.6.1	General	一般事項	1.4.12.1	一般	=	
B.2.6.2	Operating temperature dependent heating/cooling	加熱/冷却に依存する動作温度	1.4.12.2	温度に依存する機器	=	温度測定の代替条件が追加された。
B.2.6.3	Operating temperature independent heating/cooling	加熱/冷却に依存しない動作温度	1.4.12.3	温度に依存しない機器	=	
B.2.7	Battery charging and discharging under normal operating conditions	通常動作状態下での電池の充放電	4.3.8	電池		附属書 M で詳細規定している。
B.3	Simulated abnormal operating conditions	異常動作状態の模擬	1.4.14	擬似故障及び異常状態	-	-
B.3.1	General	一般事項	1.4.14	擬似故障及び異常状態		考慮すべき異常動作状態の例が変更された。
B.3.2	Covering of ventilation openings	通気孔のカバー	5.3.1	過負荷及び異常動作に対する保護		IEC60950-1 では、機器に通気孔がある場合、その開口部を覆う方法が明確ではなかったが、適用を受ける開口部の条件、及び具体的な覆い方が明文化された。 IEC60065 4.3.10 に記載有り
B.3.3	DC mains polarity test	直流主電源極性試験	1.4.5	試験のための電源電圧	=	
B.3.4	Setting of voltage selector	電圧切替器の設定	1.4.5	試験のための電源電圧	=	熟練者以外が設定可能な電圧設定デバイスを有する機器の場合、最も不利な状態で試験を行う旨が明記された。
B.3.5	Maximum load at output terminals	出力端子の最大負荷	5.3.7	故障状態の模擬	=	
B.3.6	Reverse battery polarity	電池の逆極性	4.3.8	電池		電池の極性を逆にして挿入する可能性がある場合、全ての配列で試験することが明記された。
B.3.7	Audio amplifier abnormal operating conditions	オーディオ増幅器の異常動作状態	5.3.6	情報技術機器の音響増幅器	=	附属書 E で詳細規定している。技術上の差異は無い。
B.3.8	Compliance criteria during and after abnormal operating conditions	異常動作状態中及び異常動作状態後の適合性	5.3.9	異常動作及び故障状態での適否の基準		IEC62368-1 では、セーフガードを基準にした判定に変わっている。(IEC60950-1 では、具体的な事例が明示されていた。)

附属書 B 通常動作状態試験，異常動作状態試験及び単一故障状態試験

〔凡例〕 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
B.4	Simulated single fault conditions	単一故障状態の模擬	1.4.14	擬似故障及び異常状態	-	-
B.4.1	General	一般事項	1.4.14	擬似故障及び異常状態		セーフガードの概念が追加された
B.4.2	Temperature controlling device	温度制御デバイス	1.5.3	温度調整器		附属書 B.1.6、G.3.1～G.3.4 で詳細規定している。
B.4.3	Motor tests	モータ試験	B	異常状態でのモータに対する試験	-	-
B.4.3.1	Blocked motor test	モータの拘束試験	B.2	試験条件		
B.4.3.2	Compliance criteria	適合性	B.3	最高温度	=	
B.4.4	Functional insulation	機能絶縁			-	-
B.4.4.1	Clearances for functional insulation	機能絶縁に対する空間距離	5.3.4	機能絶縁		基本的な要求事項は同等であるが、機能絶縁に関する空間距離の決定方法、及び、機能絶縁に関する耐電圧試験の電圧の決定方法が異なる。 5.4.2、表 26 で詳細規定している。
B.4.4.2	Creepage distances for functional insulation	機能絶縁に対する沿面距離	5.3.4	機能絶縁		基本的な要求事項は同等であるが、機能絶縁に関する沿面距離の決定方法、及び、機能絶縁に関する耐電圧試験の電圧の決定方法が異なる。 5.4.3、5.4.9.1 で詳細規定している。
B.4.4.3	Functional insulation on coated printed boards	コーティングを施したプリント配線板の機能絶縁	2.10.6.2	コーティングを施したプリント配線板		IEC60950-1 では、最小分離距離に適合し、品質管理プログラムに従った製造が要求されていた。 IEC62368-1 では、分離距離を確保するか、耐電圧試験に適合するかいずれかに適合すればよい。 表 G.13、5.4.9.1 で詳細規定している。
B.4.5	Short-circuit and interruption of electrodes in tubes and semiconductors	電子管及び半導体の電極の回路短絡及び遮断	1.4.14	擬似故障及び異常状態		半導体の故障/異常状態を想定することは IEC60950-1 でも一例として明記されていたが、IEC62368-1 では電子管の電極を短絡/遮断することが明記された。
B.4.6	Short-circuit or disconnection of passive components	受動コンポーネントの回路短絡又は切断				
B.4.7	Continuous operation of components	コンポーネントの連続動作	5.3.8	無人使用を意図する機器		
B.4.8	Compliance criteria during and after single fault conditions	単一故障状態の間及びその後の適合性	5.3.7	故障状態の模擬		単一故障状態での適合性に限定

附属書 B 通常動作状態試験，異常動作状態試験及び単一故障状態試験

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
B.4.9	Battery charging and discharging under single fault conditions	単一故障状態での電池の充電及び放電	4.3.8	電池		附属書 M で詳細規定している

附属書 C 紫外線放射

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
C	UV radiation	紫外線放射	4.3.13.3	材料への紫外線(UV)の影響	-	-
C.1	Protection of materials in equipment from UV radiation	紫外線放射からの機器の材料の保護	4.3.13.3	材料への紫外線(UV)の影響	-	-
C.1.1	General	一般事項	4.3.13.1	一般事項	=	機器の設計思想(IEC60950-1)に対し、試験要求(IEC62368-1)の一般事項の説明のみ
C.1.2	Requirements	要求事項	4.3.13.3	材料への紫外線(UV)の影響		要求事項は基本的に同じ。但し注記の一部が変更になっている(IEC60950-1の4.3.13.3項をIEC62368-1でC.1.2およびC.1.3に分割)
C.1.3	Test method and compliance criteria	試験方法及び適合性	4.3.13.3	材料への紫外線(UV)の影響	=	要求事項は基本的に同じ(IEC60950-1の4.3.13.3項をIEC62368-1でC.1.2およびC.1.3に分割)
C.2	UV light conditioning test	紫外線光の前処理試験	-		-	-
C.2.1	Test apparatus	試験器具	Y.1	試験器具		要求事項は基本的に同じ(湿度条件を削除し、試験器具の動作要件に相違。連続照射時間はC.2.3とC.2.4に記述)
C.2.2	Mounting of test samples	試験サンプルの取付け	Y.2	試験サンプルの取付け	=	要求事項は同じ
C.2.3	Carbon-arc light-exposure test	カーボンアーク光ばく露試験	Y.3	カーボンアーク光照射器具	=	照射時間を要求している項目がIEC60950-1のY.1からこの項目に移動した。
C.2.4	Xenon-arc light-exposure test	キセノンアーク光ばく露試験	Y.4	キセノンアーク光照射器具	=	照射時間を要求している項目がIEC60950-1のY.1からこの項目に移動した。

附属書 D 試験用発生器

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
D	Test generators	試験用発生器	N	インパルス発生器	-	-
D.1	Impulse test generators	インパルス発生器	N.1	ITU-T インパルス発生器		・主要な部分は同等。 ・インパルスのピーク電圧に関する注意書き追加。
D.2	Antenna interface test generator	アンテナインタフェース試験用発生器	N.2	JIS C6065 インパルス発生器	=	
D.3	Electronic pulse generator	電気パルス発生器				・高圧ランプ用電氣的パルス発生器

附属書 E オーディオ増幅器を含む機器の試験条件

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
E	Test conditions for equipment containing audio amplifiers	オーディオ増幅器を含む機器の試験条件	5.3.6 4.5.1	情報技術機器の音響増幅器 一般要求事項	-	IEC60950-1には試験条件についてIEC60065を参照せよと記載あり。
E.1	Audio amplifier normal operating conditions	オーディオ増幅器の通常動作状態				<ul style="list-style-type: none"> 増幅器を内蔵した装置(オルガン、楽器、マルチチャンネル増幅器等)において、1000Hz(1000Hzを意図していない場合はピーク応答周波数)で動作しなければならない。 通常動作状態における動作条件の考慮事項。ES1/ES2/ES3のエネルギー源クラス分けとセーフガードの要否、注意シンボルが追記されている。
E.2	Audio amplifier abnormal operating conditions	オーディオ増幅器の異常動作状態	5.3.7 5.3.6	故障状態の模擬 情報技術機器の音響増幅器		<ul style="list-style-type: none"> IEC60950-1にはIEC60065の4.3.5に従えと記載あり、E2の内容はIEC60065の4.3.5と類似。(試験条件がIEC60065とIEC60950-1で若干異なる。) 出力端子に最も不利な定格負荷インピーダンス(短絡を含む)に、ゼロから最大到達出力電力までの最も不利な出力状態に調整して模擬しなければならない。

附属書 F 機器の表示，説明書及び指示セーフガード

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
F	Equipment markings, instructions, and instructional safeguards	機器の表示，説明書及び指示セーフガード	1.7.2.1	一般要求(表示および指示)	-	-
F.1	General	一般事項	1.7.2.1	一般要求(表示および指示)		セーフガードの概念追加と、以下を除き、同一。 ・ IEC60950-1 で記述されていた特定の国の言語についての記述は削除されている。(明記されていた「サービス従事者のみが読む文書は英語だけでよい」が削除された) ・ 注記6. は IEC62368-1 で 4.1.15 項に移動した。
F.2	Letter symbols and graphical symbols	文字記号及び図記号	1.7	表示および指示	-	-
F.2.1	Letter symbols	文字記号				文字シンボルに適用する規格(IEC60027-1)を規定
F.2.2	Graphical symbols	図記号	1.7.1.3	図記号		以下を除き、同一。 IEC60950-1 に明記されている「機器に表示した図記号は取扱説明書に説明しなければならない。」が削除されているが F.5 で同様の要求事項がある。
F.2.3	Compliance criteria	適合性	1.7	表示および指示	=	
F.3	Equipment marking	機器の表示	1.7.1	電源定格及び識別表示	-	-
F.3.1	Equipment marking locations	機器の表示位置	1.7.1	電源定格及び識別表示		IEC62368-1 に記載されている以下を除き、同一。 ・ 手で容易にアクセス可能な場所に表示してもよい。 ・ 工具なしに取り外せる部分には表示してはならない。 ・ 18 kg を超えるラックマウント機器又は壁掛け機器に対して、表示はラック又は壁から機器を取り外した後に見えるいかなる表面上にあってもよい。
F.3.2	Equipment identification markings	機器の識別表示	1.7.1.2	識別表示	-	-

附属書 F 機器の表示，説明書及び指示セーフガード

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
F.3.2.1	Manufacturer identification	製造業者の識別	1.7.1.2	識別表示		責任をもつ事業者名の表示も許容 (参考：JIS C6950-1 に日本デビエーションで記載)
F.3.2.2	Model identification	モデル識別	1.7.1.2 1.7	識別表示 表示および指示	=	IEC62368-1 の ed.1 から項番が統合
F.3.3	Equipment rating markings	機器の定格表示	1.7.1.1	電気定格の表示	-	-
F.3.3.1	Equipment with direct connection to mains	主電源に直接接続する機器			=	
F.3.3.2	Equipment without direct connection to mains	主電源に直接接続しない機器	1.7.1.1	電気定格の表示		以下を除き同一。 ・ 機器が定格電力，又は定格電流を表示している場合，表示は B.2.5 に従わなければならない。
F.3.3.3	Nature of the supply voltage	電源電圧の種類	1.7.1.1	電気定格の表示		以下を除き，同一。 ・ 供給電圧の種類は，電圧のすぐ後に続けて表示しなければならない。図記号を使用してもよい。 ・ 交流の表示も必要 ・ 3 相機器には" 3 相"，" 3 " 又は他の方法で識別してもよい
F.3.3.4	Rated voltage	定格電圧	1.7.1.1	電気定格の表示		以下を除き，同一。 ・ 定格電圧の表示は，供給電圧の種類表示のすぐ前に表示しなければならない。 ・ 公称値 + 許容差などの表示方法を追加
F.3.3.5	Rated frequency	定格周波数	1.7.1.1	電気定格の表示		公称値 + 許容差などの表示方法を追加
F.3.3.6	Rated current or rated power	定格電流又は定格電力	1.7.1.1	電気定格の表示		定格電流の代わりに定格電力の表示を許容 定格電圧範囲をもつ機器についてはその電流又は電力の定格はどのように表示しなければならないかが規定されていないが，IEC60950-1 と同等と考えられる。
F.3.3.7	Equipment with multiple supply connections	複数の電源接続を有する機器	1.7.1.1	電気定格の表示		IEC60950-1 に記載のある以下を除き同一。 複数の同一の主電源接続がある場合，例えば次のように表示してもよい。“主電源の電氣的定格 × N”(N は同一主電源への接続の数)

附属書 F 機器の表示，説明書及び指示セーフガード

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
F.3.4	Voltage setting device	電圧切替デバイス	1.7.4	電源電圧調整		IEC60950-1 では、手動電圧切換器がアクセス不可能な場所にある場合、機器の製造段階で設定した定格電圧を示さなければならないことを規定。電圧設定デバイスで変更された電圧の表示を要求
F.3.5	Markings on terminals and operating devices	端子及び操作デバイスの表示	1.7	表示および指示	-	-
F.3.5.1	Mains appliance outlet and socket-outlet markings	主電源機器用相互接続プラグ及び主電源コンセントの表示	1.7.5	機器の電源アウトレット		IEC62368-1 では IEC60320-2-2(JIS C8283-2-2)の機器用アウトレットに対する表示と、IEC/TR 60083 のコンセントに対する表示の要求事項をそれぞれ明確にした。操作者がアクセス可能でなくても対象
F.3.5.2	Switch position identification marking	スイッチ位置の識別表示	1.7.8.3	図記号	=	ON/OFF 表示に言語も許容 IEC62368-1 では図記号の詳細な説明が省略されている。
F.3.5.3	Replacement fuse identification and rating markings	交換ヒューズの識別及び定格表示	1.7.6 2.7.6	ヒューズの識別 サービス従事者に対する警告		以下を除き、同一。 ・ 一般人及び教育を受けた人が交換しないヒューズは、ヒューズ近傍への表示又はサービス説明書のみへの記載で可 ・ 中性線にヒューズを用いる場合は、その旨の記述と相導体への電力遮断のために主電源を切断する指示を記述
F.3.5.4 (M.1)	Replacement battery identification marking	交換電池の識別表示	1.7.13	交換可能な電池		IEC60950-1 で考慮されていた廃棄方法が削除。
F.3.5.5	Terminal marking location	端子の表示位置	1.7.7.1	保護用の接地及びボンディングの端子	=	
F.3.5.6	Compliance criteria	適合性	1.7	表示および指示	=	
F.3.6	Equipment markings related to equipment classification	機器クラスに関する機器表示	1.7.1.2 1.7.7	識別表示 配線用端子	-	-
F.3.6.1	Class I equipment	クラス 機器	1.7.7	配線用端子	-	-
F.3.6.1.1	Protective earthing conductor terminal	保護接地導体端子	1.7.7.1	保護用の接地、及びボンディングの端子	=	

附属書 F 機器の表示，説明書及び指示セーフガード

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
F.3.6.1.2	Neutral conductor terminal	中性線の端子	1.7.7.2	交流主電源導体用端子		恒久接続形機器及び非着脱式の一般用電源コードを付き機器が対象だったが、非着脱式の一般用電源コードを付き機器を対象から外した
F.3.6.1.3	Protective bonding conductor terminals	保護ボンディング導体の端子	1.7.7.1	保護用の接地、及びボンディングの端子	=	IEC62368-1 では、機器用インレットからの線のための保護ボンディング接続用端子の記号の要求事項を明確化した。
F.3.6.2	Class II equipment	クラス 機器	1.7.1.2 2.6.2	識別表示 機能接地	-	-
F.3.6.2.1	Equipment class marking	機器クラスの表示	1.7.1.2 2.6.2	識別表示 機能接地		以下の点を除き同一。 IEC62368-1 では、機能接地接続を備えているクラスII 機器は、IEC60417-6092(2011-10)の図記号の表示が必須。 一方でIEC60950-1 では同様の機器に対して表示は任意(表示しても良い)
F.3.6.2.2	Functional earth terminal marking	機能接地端子の表示	2.6.2	機能接地		以下の点を除き同一。 IEC62368-1 では、機能接地の接続のためだけに使用される配線端子への表示は、IEC 60417-5020(2002-10)の記号のみ指定(要求事項)あり。
F.3.6.3	Compliance criteria	適合性	1.7	表示および指示	=	
F.3.7	Equipment IP rating marking	機器の IP 等級表示				IPX0 以外の機器への表示を要求
F.3.8	External power supply output marking	外部電源出力の表示				外部電源の出力表示の内容を規定
F.3.9	Durability, legibility and permanence of markings	表示の耐久性，視認性及び恒久性	1.7.11	耐久性		色を使う場合は ISO3864 に従う
F.3.10	Test for the permanence of markings	表示の恒久性試験	1.7.11	耐久性	-	-
F.3.10.1	General	一般事項	1.7.11	耐久性		データシートの活用を許容(試験を実施する必要なし)
F.3.10.2	Testing procedure	試験手順	1.7.11	耐久性		水と石油でこする場所又はサンプルを変えることを規定

附属書 F 機器の表示，説明書及び指示セーフガード

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
F.3.10.3	Petroleum spirit	石油	1.7.11	耐久性		以下を除き、同一。 ・ IEC60950-1 では 2 種類のヘキサンを規定したが、IEC62368-1 では 1 種類 (n-ヘキサンを 85 % 以上含む試験用ヘキサン) のみ規定。
F.3.10.4	Compliance criteria	適合性	1.7.11	耐久性	=	
F.4	Instructions	説明書	1.7.2	安全性に関する指示及び表示		必要な指示が追加 < IEC62368-1 第 1 版に対して下記が追加 > ・ 機器を正しく安全に設置及び相互接続させることを確保する指示 ・ 一定の場所に固定することを意図した機器の場合，安全に機器を固定する方法の説明
F.5	Instructional safeguards	指示セーフガード				指示セーフガードの構成要素および指示セーフガードの表示場所を規定。 < IEC62368-1 第 1 版に対して下記が追加 > 要素 2 だけを使用する場合，文頭に“警告”若しくは“注意”，又は同等の単語を表示する。

附属書 G コンポーネント

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
G	Components	コンポーネント	1.5	コンポーネント	-	-
G.1	Switches	スイッチ			-	-
G.1.1	General	一般事項				PS の概念が入っている
G.1.2	Requirements	要求事項	3.4.2 3.4.5	遮断デバイス 可とう電源コードにあるスイッチ		<ul style="list-style-type: none"> ・ IEC60950-1 は安全インターロック及び遮断デバイスの視点からの要求だが、本項番の要求は PS3 で使用するコンポーネントとしての要求である。 ・ 要求事項は IEC60065 の 14.7.1(主電源スイッチ)と同等
G.1.3	Test method and compliance criteria	試験方法及び適合性	2.8.7 2.8.7.2 2.8.7.3 3.4.2 3.4.5	スイッチ、リレー及びそれらの関連回路 過負荷試験 耐久試験 遮断デバイス 可とう電源コードにあるスイッチ		<ul style="list-style-type: none"> ・ IEC61058-1 への適合はインターロックスイッチのみであったが、PS3 回路に使用するスイッチに対して適合が必要となった。加えて G.1.2 項の要求への適合が必要。
G.2	Relays	リレー	2.8.7	スイッチ、リレー及びそれらの関連回路	-	-
G.2.1	Requirements	要求事項				<ul style="list-style-type: none"> ・ IEC60950-1 は安全インターロック及び遮断デバイスの視点からの要求だが、本項番の要求は PS3 で使用するコンポーネントとしての要求である。 IEC61810-1 への適合性追加。
G.2.2	Overload test	過負荷試験	2.8.7.2	過負荷試験	=	
G.2.3	Relay controlling connectors supplying power to other equipment	他の機器へ電力を供給するコネクタを制御するリレー				主電源リレーへの要求追加 主電源リレーへの試験追加
G.2.4	Test method and compliance criteria	試験方法及び適合性				リレーの物理的な状態にも言及
G.3	Protective devices	保護デバイス			-	-
G.3.1	Thermal cut-offs	サーマルカットオフ	1.2.11.3	温度過昇防止器	-	-
G.3.1.1	Requirements	要求事項				(IEC60065:2014_ed.8.0 の 14.6.2.2 に同じ)

附属書 G コンポーネント

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
G.3.1.2	Test method and compliance criteria	試験方法及び適合性				(IEC60065:2014_ed.8.0の14.6.2.2に同じ)
G.3.2	Thermal links	温度ヒューズ			-	-
G.3.2.1	Requirements	要求事項				(IEC60065:2014_ed.8.0の14.6.2.3に同じ)
G.3.2.2	Test method and compliance criteria	試験方法及び適合性				(IEC60065:2014_ed.8.0の14.6.2.3に同じ)
G.3.3	PTC thermistors	PTC サーミスタ	2.5	有限電源		・IEC60950-1の2.5有限電源のb)の要求+である (IEC60065:2014_ed.8.0の14.6.4に類似)
G.3.4	Overcurrent protective devices	過電流保護デバイス	1.5.1 1.7.2.3	一般要求事項 過電流保護デバイス		セーフガードとして使用する場合は、IEC部品規格に適合していなければならなかったが、G.3.5の要求事項を満足すれば使用できるようになった。
G.3.5	Safeguard components not mentioned in G.3.1 to G.3.4	G.3.1からG.3.4に該当しないセーフガードコンポーネント			-	-
G.3.5.1	Requirements	要求事項				(IEC60065:2014_ed.8.0の14.6.5に同じ)
G.3.5.2	Test method and compliance criteria	試験方法及び適合性				(IEC60065:2014_ed.8.0の14.6.5に同じ)
G.4	Connectors	コネクタ			-	-
G.4.1	Clearance and creepage distance requirements	空間距離及び沿面距離の要求事項	2.10.3.1 2.10.4.3	一般要求事項 最小沿面距離		ES2,ES3の概念あり。
G.4.2	Mains connectors	主電源コネクタ	2.10.3.1 2.10.4.3	一般要求事項 最小沿面距離		3.2.4(IEC60950-1)に類似要求あり。ただしIEC60906-1, -2については追加
G.4.3	Connectors other than mains connectors	主電源コネクタ以外のコネクタ				主電源接続用途以外のコネクタの主電源コンセントおよび機器用ケーブルへの接続を排除する要求 (IEC60065:2014_ed.8.0の15.1.2に同じ)
G.5	Wound components	巻線コンポーネント			-	-
G.5.1	Wire insulation in wound components	巻線コンポーネントの電線の絶縁	2.10.5.11	巻線コンポーネント内の絶縁	-	-
G.5.1.1	General	一般事項	2.10.5.12	巻線コンポーネント内の線	=	

附属書 G コンポーネント

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
G.5.1.2	Protection against mechanical stress	機械的ストレスに対する保護	2.10.5.11 2.10.5.12	巻線コンポーネント内の絶縁 巻線コンポーネント内の線		G.5.2 耐久試験への合格を適用可が追加
G.5.1.3	Test method and compliance criteria	試験方法及び適合性	2.10.5.12	巻線コンポーネント内の線	=	
G.5.2	Endurance test	耐久試験			-	-
G.5.2.1	General test requirements	一般試験要求事項				(IEC60065 : 2014_ed.8.0 の 8.17 に同じ)
G.5.2.2	Heat run test	ヒートラン試験				(IEC60065 : 2014_ed.8.0 の 8.17 に同じ)
G.5.2.3	Wound components supplied from the mains	主電源から電力を受ける巻線コンポーネント				(IEC60065 : 2014_ed.8.0 の 8.17 に同じ)
G.5.2.4	Compliance criteria	適合性				(IEC60065 : 2014_ed.8.0 の 8.17 に同じ)
G.5.3	Transformers	変圧器	C	変圧器	-	-
G.5.3.1	General	一般事項				(IEC60065, 14.4.1, 14.4.3 に類似)
G.5.3.2	Insulation	絶縁	C.2	絶縁	-	-
G.5.3.2.1	Requirements	要求事項	C.2	絶縁	=	
G.5.3.2.2	Compliance criteria	適合性	C.2	絶縁	=	
G.5.3.3	Transformer overload tests	変圧器の過負荷試験	C.1	過負荷試験	-	-
G.5.3.3.1	Test conditions	試験条件	C.1	過負荷試験	=	(試験を行わないことの同等の記述あり)
G.5.3.3.2	Compliance criteria	適合性	5.3.9.1 C.1	試験中 過負荷試験	=	(変圧器の巻線とモーターの巻線の許容温度限度値の種類に変更なし)
G.5.3.3.3	Alternative test method	代替試験方法				G.5.3.3.1、G.5.3.3.2 の試験の代替試験追加。 IEC60950-1 の B.7.3 のモータロックの代替試験手法と同じ。
G.5.4	Motors	モータ	B	異常状態でのモータに対する試験	-	-
G.5.4.1	General requirements	一般要求事項	B.1	一般要求事項		表現は相違するが基本的要求は同等。PS2、PS3 回路から電源供給を受けるモータに対象が限定された。
G.5.4.2	Motor overload test conditions	モータの過負荷試験条件	B.2	試験条件	=	

附属書 G コンポーネント

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
G.5.4.3	Running overload test and compliance criteria	過負荷運転試験及び適合性	B.4	過負荷運転試験	=	表現と IEC60950-1 の参照先は相違するが基本的要求は同等。
G.5.4.4	Locked-rotor overload	回転子拘束過負荷試験	B.5	回転子拘束過負荷試験	-	表現は相違するが基本的要求は同等。
G.5.4.4.1	Test method	試験方法	B.5	回転子拘束過負荷試験	=	B.5 に有ったものを細分箇条化。
G.5.4.4.2	Compliance criteria	適合性	B.5	回転子拘束過負荷試験	=	B.5 に有ったものを細分箇条化。
G.5.4.5	Running overload for d.c. motors	直流モータに対する過負荷運転試験	B.6	二次回路に用いる直流モータに対する過負荷運転試験	-	「二次回路に用いる」の文言削除。
G.5.4.5.1	Requirement	要求事項	B.6.1	一般要求事項	=	表現は相違するが基本的要求は同等
G.5.4.5.2	Test method and compliance criteria	試験方法及び適合性	B.6.2 B.6.4	試験手順 耐電圧試験		表現は相違するが基本的要求は同等(例: normal load vs normal operating conditions)。耐電圧試験の細分箇条が当該箇条に含まれた。動作電圧を ES1 で表現しているため差異ありとしているが、基本的要求は同等。
G.5.4.5.3	Alternative method	代替方法	B.6.3 B.6.4	代替試験手順 耐電圧試験		試験条件を明示したが、基本的要求は同等。ただし過負荷を維持できる状態で7時間運転しなければならない要求追加。 IEC60950-1 では、「ティッシュ及びチーズクロスに着火してはならない」となっていたが、IEC62368-1 では、「モータは発火、又は金属の溶融を起こしてはならない。チーズクロスが焦げたり、着火してはならない」という表現に変わっている。
G.5.4.6	Locked-rotor overload for d.c. motors	直流モータに対する回転子拘束過負荷試験	B.7	二次回路に用いる直流モータに対する回転子拘束過負荷試験	-	「二次回路に用いる」の文言削除。
G.5.4.6.1	Requirement	要求事項	B.7.1	一般要求事項	=	表現は相違するが基本的要求は同等。
G.5.4.6.2	Test method and compliance criteria	試験方法及び適合性	B.7.2 B.7.4	試験手順 耐電圧試験		表現は相違するが基本的要求は同等。耐電圧試験の細分箇条が当該箇条に含まれた。動作電圧を ES1 で表現しているため差異ありとしているが、基本的要求は同等。

附属書 G コンポーネント

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
G.5.4.6.3	Alternative method	代替方法	B.7.3 B.7.4	代替試験手順 耐電圧試験		動作電圧を ES1 で表現しているため差異ありとしているが、基本的要求は同等。 IEC60950-1 では、「ティッシュ及びチーズクロスに着火してはならない」となっていたが、IEC62368-1 では、「モータは発火、又は金属の溶融を起こしてはならない。チーズクロスが焦げたり、着火してはならない」という表現に変わっている。
G.5.4.7	Test method and compliance criteria for motors with capacitors	コンデンサ付モータに対する試験方法及び適合性	B.8	コンデンサをもつモータに対する試験	=	
G.5.4.8	Test method and compliance criteria for three-phase motors	三相モータに対する試験方法及び適合性	B.9	三相モータに対する試験	=	
G.5.4.9	Test method and compliance criteria for series motors	直巻モータに対する試験方法及び適合性	B.10	直巻モータに対する試験	=	IEC60950-1 は危険が生じてはならないとあり IEC62368-1 ではセーフガードが機能していなければならないとの文言相違。
G.6	Wire insulation	配線絶縁	2.10.5.112. 10.5.12	巻線コンポーネント内の絶縁巻線コンポーネント内の線	-	-
G.6.1	General	一般事項	2.10.5.11 2.10.5.12	巻線コンポーネント内の絶縁 巻線コンポーネント内の線		ES の概念あり。71Vp 以下/超えるの表現が ES2 となった。
G.6.2	Solvent-based enamel winding insulation	溶剤ベースのエナメル巻線の絶縁	2.10.5.13	巻線コンポーネント内の溶剤ベースのエナメル線		ES1、ES2 の概念あり
G.7	Mains supply cords	主電源コード	3.2.5	電源コード	-	-
G.7.1	General	一般事項	3.2.5.1	交流電源コード		保護接地導体を含む電源コードに対する文言が異なるが要求は同じ。音楽家が使用することを意図した機器に対する電源コードの要求追加。IEC60227-1、-2 の規格発行年記載に相違あり。
G.7.2	Cross sectional area	断面積	3.2.5.1	交流電源コード		NOTE にある定格 3A 以下の寸法(欧州 EN デビエーション)を表に追加し断面積の表が細分簡条化された。

附属書 G コンポーネント

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
G.7.3	Cord anchorage and strain relief for non-detachable power supply cords	非着脱式電源コードに対するコード留め及びストレインリリーフ	3.2.6	コード留め及びストレインリリーフ	-	-
G.7.3.1	General	一般事項	3.2.6	コード留め及びストレインリリーフ		要求事項なく適用範囲を規定するが、コードの接続先を ES2,ES3,PS3 を含むよう拡大
G.7.3.2	Cord strain relief	コードストレインリリーフ	3.2.6	コード留め及びストレインリリーフ	-	-
G.7.3.2.1	Requirements	要求事項	3.2.6	コード留め及びストレインリリーフ		ほぼ同一の内容だが、張力試験後に 0.25 Nm 回転力試験を実施
G.7.3.2.2	Strain relief mechanism failure	ストレインリリーフ機構の故障	3.2.6	コード留め及びストレインリリーフ	=	保護接地端子の張力は最後に受けることの要求。
G.7.3.2.3	Cord sheath or jacket position	コードシース又は外装の位置	3.2.7	機械的損傷に対する保護	=	コード直径の半分以上中に入っていることの要求。
G.7.3.2.4	Strain relief and cord anchorage material	ストレインリリーフ及びコード留めの材料	3.2.6	コード留め及びストレインリリーフ		プッシングは絶縁材料で有ることの要求。基礎絶縁に対する要求に適合するものであることが追加。
G.7.4	Cord entry	コード引込み口	3.2.6	コード留め及びストレインリリーフ		新規、ただし 3.2.6 項を元に作成されている
G.7.5	Non-detachable cord bend protection	非脱着式コードの折り曲げ保護	3.2.8	コードガード	-	-
G.7.5.1	Requirements	要求事項	3.2.8	コードガード	=	
G.7.5.2	Test method and compliance criteria	試験方法及び適合性	3.2.8	コードガード	=	
G.7.6	Supply wiring space	電源配線用スペース	3.2.9	電源配線用スペース	-	-
G.7.6.1	General requirements	一般要求事項	3.2.9	電源配線用スペース	=	
G.7.6.2	Stranded wire	より線	3.3.8	より線	-	-
G.7.6.2.1	Requirements	要求事項	3.3.8	より線	=	
G.7.6.2.2	Test method and compliance criteria	試験方法及び適合性	3.3.8	より線		動作電圧を ES3 で表現しているため差異ありとしているが、基本的要求は同等
G.8	Varistors	バリスタ	1.5.9	サージ抑制器	-	-
G.8.1	General	一般事項	1.5.9.1	一般事項		感電及び火災に対する保護要求を明確した。
G.8.2	Safeguards against electric shock	感電に対するセーフガード	1.5.9.4	電圧依存抵抗器による基礎絶縁の橋絡 電圧依存抵抗器 (バリスタ : VDR)	=	附属書 Q と同等。

附属書 G コンポーネント

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
G.8.3	Safeguards against fire	火災に対するセーフガード	1.5.9.5	電圧依存抵抗器による付加絶縁、二重絶縁又は強化絶縁の橋絡	-	-
G.8.3.1	General	一般事項				バリスタは PIS とみなすことを明記。
G.8.3.2	Varistor overload test	バリスタ過負荷試験	1.5.9.2	電圧依存抵抗器の保護		6.4.1 項で規定されている“発火の可能性の軽減方法”を採用する場合の試験条件が規定されている。
G.8.3.3	Temporary overvoltage test	短時間過電圧試験	1.5.9.2	電圧依存抵抗器の保護		同上
G.9	Integrated circuit (IC) current limiters	集積回路(IC)電流制限器	CC.1	集積回路(IC)電流制限器	-	-
G.9.1	Requirements	要求事項	CC.1	IC 電流制限器		対象：LPS のための電流制限 IC PS1 又は PS2 のための電流制限 IC
G.9.2	Test program 1	試験プログラム 1	CC.2	試験プログラム 1	=	
G.9.3	Test program 2	試験プログラム 2	CC.3	試験プログラム 2	=	
G.9.4	Test program 3	試験プログラム 3	CC.4	試験プログラム 3		「IEC60730-1:1999」 「IEC60730-1:2010」に変更
G.9.5	Compliance criteria	適合性	CC.5	適否	=	
G.10	Resistors	抵抗器	1.5.7	絶縁を橋絡する抵抗器	-	-
G.10.1	General	一般事項	1.5.7.1	機能絶縁，基礎絶縁又は付加絶縁を橋絡する抵抗器	=	
G.10.2	Resistor test	抵抗試験	1.5.7.2	交流主電源と他の回路との間の二重絶縁又は強化絶縁を橋絡する抵抗	=	
G.10.3	Resistors serving as safeguards between the mains and an external circuit consisting of a coaxial cable	主電源と同軸ケーブルで構成する外部回路との間のセーフガードとして使用する抵抗器	1.5.7.3	交流主電源とアンテナ又は同軸ケーブルに接続する回路との間の二重絶縁又は強化絶縁を橋絡する抵抗器	-	-
G.10.3.1	General	一般事項	1.5.7.3	交流主電源とアンテナ又は同軸ケーブルに接続する回路との間の二重絶縁又は強化絶縁を橋絡する抵抗器	=	
G.10.3.2	Voltage surge test	電圧サージ試験	1.5.7.3	交流主電源とアンテナ又は同軸ケーブルに接続する回路との間の二重絶縁又は強化絶縁を橋絡する抵抗器		1.5.7.3 の回路をアンテナに接続する場合の試験に類似であるが、放電電圧と放電回数が異なる。

附属書 G コンポーネント

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
G.10.3.3	Impulse test	インパルス試験	1.5.7.3	交流主電源とアンテナ又は同軸ケーブルに接続する回路との間の二重絶縁又は強化絶縁を橋絡する抵抗器		1.5.7.3の回路を同軸ケーブルに接続する場合の試験に類似であるが、放電電圧が異なる。
G.10.3.4	Compliance criteria	適合性	1.5.7.3	交流主電源とアンテナ又は同軸ケーブルに接続する回路との間の二重絶縁又は強化絶縁を橋絡する抵抗器	=	
G.11	Capacitors and RC units	コンデンサ及びRCユニット			-	-
G.11.1	General	一般事項	1.5.6	絶縁を橋絡するコンデンサ		この細分箇条がセーフガード用コンデンサとRCユニットの試験の要求事項であることを明記。
G.11.2	Conditioning of capacitors and RC units	コンデンサ及びRCユニットの試験条件	1.5.6 1.5.7	絶縁を橋絡するコンデンサ 絶縁を橋絡する抵抗器		<ul style="list-style-type: none"> ・ RCユニットを含めた要求になっている。 ・ 要求事項は附属書Gに集約された。 ・ コンデンサ自体の要求はセーフガードと絡めた記述になっている。 ・ 付表の記述が変わっているが、表G.8は表1C (IEC60950-1)に、また表G.9は表1D (IEC60950-1)に対応している。表G.10から表G.12は新規だが参考扱いである。
G.11.3	Rules for selecting capacitors	コンデンサの選択ルール	1.5.6	絶縁を橋絡するコンデンサ		同上
G.11.4	Examples of the application of capacitors	コンデンサの適用例	1.5.6	絶縁を橋絡するコンデンサ		同上
G.12	Optocouplers	オプトカプラ	2.10.5.4	半導体デバイス	=	2.10.5.4 b)と同等。ただし「IEC60747-5-5」、「IEC60747-5-5:2007」に変更。
G.13	Printed boards	プリント配線板			-	-
G13.1	General	一般事項	2.10.6	プリント配線板の構造		セラミック変圧器の巻線に適用する旨が削除。
G13.2	Uncoated printed boards	コーティングを施さないプリント配線板	2.10.6.1	コーティングを施さないプリント配線板	=	

附属書 G コンポーネント

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
G13.3	Coated printed boards	コーティングを施したプリント配線板	2.10.6.2	コーティングを施したプリント配線板		<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造過程は R.1 (IEC60950-1) の例のような保証レベルと同等以上の品質管理プログラムに従うという内容が削除。 ・ 絶縁距離：表 G.13 の線形内挿法による切り上げの値が、表 2Q (IEC60950-1) の値と異なる。 ・ 導体部相互間の表面にわたる距離の 80 % 以上の部分にコーティングを施さなければならない (IEC60950-1) 導体部相互間の表面にわたる全体部分にコーティングを施さなければならない (IEC62368-1)
G.13.4	Insulation between conductors on the same inner surface	同一内部表面上の導体間の絶縁	2.10.6.3	プリント配線板の同一内部表面上の導体間の絶縁	=	
G.13.5	Insulation between conductors on different surfaces	異なる表面上の導体間の絶縁	2.10.6.4	プリント配線板の異なる表面上の導体間の絶縁	=	
G.13.6	Tests on coated printed boards	コーティングを施したプリント配線板の試験	2.10.8	コーティングを施したプリント配線板及びコーティングを施したコンポーネントの試験	-	-
G.13.6.1	Sample preparation and preliminary inspection	サンプルの準備及び予備検査	2.10.8.1	サンプルの準備及び予備検査	=	
G.13.6.2	Test method and compliance criteria	試験方法及び適合性	2.10.8.2 2.10.8.3 2.10.8.4	熱処理 耐電圧試験 耐剥離性試験	=	IEC62368-1 では剥離試験の注記に“機械的応力…”の追加があるが、要求ではないため差異は =
G.14	Coatings on component terminals	コンポーネントの端子のコーティング			-	-
G.14.1	Requirements	要求事項	2.10.7	コンポーネントの外部接続部		絶縁距離：Table G.13 の線形内挿法による切り上げの値が、Table 2Q (IEC60950-1) の値と異なる
G.14.2	Test method and compliance criteria	試験方法及び適合性	2.10.7	コンポーネントの外部接続部	=	
G.15	Pressurized liquid filled components	加圧した液体充填コンポーネント			-	-

附属書 G コンポーネント

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
G.15.1	General	一般事項	4.3.11	液体又は気体の容器		液体収納機器の要求はあったが、LFC の要求は新規
G.15.2	Requirements	要求事項				
G.15.3	Test methods and compliance criteria	試験方法及び適合性			-	-
G.15.3.1	Hydrostatic pressure test	静水圧試験				
G.15.3.2	Creep resistance test	クリープ抵抗試験				
G.15.3.3	Tubing and fittings compatibility test	チューブ及びその接続部品の親和性試験				
G.15.3.4	Vibration test	振動試験				
G.15.3.5	Thermal cycling test	温度サイクル試験				
G.15.3.6	Force test	外力試験				
G.15.4	Compliance criteria	適合性				
G.16	IC including capacitor discharge function (ICX)	コンデンサ放電機能を持つ集積回路(ICX)				コンデンサ放電機能を持つ集積回路(ICX)は新規項目
G.16.1	Requirements	要求事項				
G.16.2	Tests	試験				
G.16.3	Compliance criteria	適合性				

附属書 H 呼出シグナルに関する判断基準

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
H	Criteria for telephone ringing signals	呼出シグナルに関する判断基準	M	呼出シグナルに関する判断基準	-	-
H.1	General	一般事項	M.1	序文	=	
H.2	Method A	方法 A	M.2	方法 A	=	
H.3	Method B	方法 B	M.3	方法 B	-	注記削除。
H.3.1	Ringing signal	呼出シグナル	M.3.1	呼出シグナル	-	-
H.3.1.1	Frequency	周波数	M.3.1.1	周波数	=	
H.3.1.2	Voltage	電圧	M.3.1.2	電圧	=	
H.3.1.3	Cadence	旋律	M.3.1.3	旋律	=	
H.3.1.4	Single fault current	単一故障電流	M.3.1.4	単一故障電流	=	
H.3.2	Tripping device and monitoring voltage	トリッピングデバイス及び警告用電圧	M.3.2	トリッピングデバイス及び警告用電圧	-	-
H.3.2.1	Conditions for use of a tripping device or a monitoring voltage	トリッピングデバイス又は警告用電圧使用条件	M.3.2.1	トリッピングデバイス又は警告用電圧使用条件	=	
H.3.2.2	Tripping device	トリッピングデバイス	M.3.2.2	トリッピングデバイス	=	
H.3.2.3	Monitoring voltage	警告用電圧	M.3.2.3	警告用電圧	=	

附属書 J 介在絶縁物なしで使用する絶縁巻線電線

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
J	Insulated winding wires for use without interleaved insulation	介在絶縁物なしで使用する絶縁巻線電線	U	介在絶縁物なしで用いる絶縁巻線	=	
J.1	General	一般事項	U.1	一般事項	=	
J.2	Type tests	形式試験	U.2	形式試験	-	-
J.2.1	General	一般事項	U.2.1	一般事項	=	
J.2.2	Electric strength	耐電圧	U.2.2	耐電圧	-	-
J.2.2.1	Solid round winding wires and stranded winding wires	丸形単線及びより線の巻線	U.2.2.1	丸形巻線の単線及びより線	-	-
J.2.2.1.1	Wires with a nominal conductor diameter up to and including 0,1 mm	導体の公称直径が 0.1 mm 以下の電線	U.2.2.1.1	公称導体径 0.100 mm 以下の電線	=	
J.2.2.1.2	Wires with a nominal conductor diameter over 0,1 mm up to and including 2,5 mm	導体の公称直径が 0.1 mm を超え, 2.5 mm 以下の電線	U.2.2.1.2	0.100 mm を超え 2.500 mm 以下の公称導体直径の電線	=	
J.2.2.1.3	Wires with a nominal conductor diameter over 2,5 mm	導体の公称直径が 2.5 mm を超える電線	U.2.2.1.3	2.500 mm を超える公称導体直径の電線	=	
J.2.2.2	Square or rectangular wires	角形又は平角形線	U.2.2.2	角線又は平角線	=	
J.2.3	Flexibility and adherence	可とう性及び密着性	U.2.3	可とう性及び密着性	=	
J.2.4	Heat shock	熱衝撃	U.2.4	熱衝撃	=	
J.2.5	Retention of electric strength after bending	屈曲後の耐電圧保持	U.2.5	屈曲後の耐電圧保持	=	
J.3	Testing during manufacturing	製造中の試験	U.3	製造中の試験	-	-
J.3.1	General	一般事項	U.3.1	一般事項	=	
J.3.2	Routine test	ルーチン試験	U.3.2	ルーチン試験	=	
J.3.3	Sampling test	抜取試験	U.3.3	抜取試験	=	

附属書 K 安全インタロック

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
K	Safety interlocks	安全インタロック	2.8	安全インタロック	-	-
K.1	General	一般事項	2.8	安全インタロック		
K.1.1	General requirements	一般要求事項	2.8.1 2.8.2	一般原則 保護要求		エネルギー源クラスの新設による表現の変更、及び、エネルギー源クラスを 2 秒以内に減少できない場合に指示セーフガードの要求が追加された。
K.1.2	Test method and compliance criteria	試験方法及び適合性	2.8.2	保護要求		テストフィンガの使い分けが必要になった。
K.2.	Components of the safety interlock safeguard mechanism	安全インタロックセーフガード機構のコンポーネント	2.8.7	スイッチ、リレー及びそれらの関連回路		安全インタロック機構から成るコンポーネントは、セーフガードの要求事項、及び、附属書 G の要求を満足しなければならない。
K.3	Inadvertent change of operating mode	動作モードの不慮な変更	2.8.3	不慮の再発生		テストフィンガの使い分けが必要になった。
K.4	Interlock safeguard override	インタロックセーフガードの解除	2.8.6	解除		極度の危険がある場合の表現がなくなった。
K.5	Fail-safe	フェイルセーフ	2.8.4	故障時の安全動作	-	-
K.5.1	Requirement	要求事項	2.8.4	故障時の安全動作		エネルギー源クラス概念追加。
K.5.2	Test method and compliance criteria	試験方法及び適合性	2.8.4	故障時の安全動作		K.5 の判定、試験方法
K.6	Mechanically operated safety interlocks	機械的に動作する安全インタロック	2.8.5	可動部分	-	-
K.6.1	Endurance requirement	耐久性要求事項	2.8.5	可動部分	=	
K.6.2	Test method and compliance criteria	試験方法及び適合性	2.8.5	可動部分		試験中および試験後にエネルギー源クラス概念追加。
K.7	Interlock circuit isolation	インタロック回路の分離	2.8.7.1	接点間隔とそれらの関連する回路の分離距離	-	-
K.7.1	Separation distances for contact gaps and interlock circuit elements	接点間ギャップ及びインタロック回路素子の分離距離	2.8.7 2.8.7.1	スイッチ、リレー及びそれらに関連する回路 接点間隔とそれらの関連する回路の分離距離		過負荷試験、耐久性試験、耐電圧試験を行っても接点ギャップを求められる。クラス 3 エネルギー源に強化絶縁が要求された。
K.7.2	Overload test	過負荷試験	2.8.7.2	過負荷試験	=	

附属書 K 安全インタロック

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
K.7.3	Endurance test	耐久性試験	2.8.7.3	耐久試験	=	
K.7.4	Electric strength test	耐電圧試験	2.8.7.4	耐電圧試験	=	

附属書 L 遮断デバイス

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
L	Disconnect devices	遮断デバイス	3.4	主電源からの遮断	-	-
L.1	General requirements	一般要求事項	3.4.1	一般要求		
	に統合	に統合	3.4.1 3.4.2 3.4.7	一般要求事項 遮断デバイス 極数 - 三相機器		<ul style="list-style-type: none"> ・ダイレクトプラグイン機器の主電源プラグが削除 ・直流主電源接続に関して「危険電圧でない」との表現が「ES3 でない」との表現に変更、かつ遮断デバイスの接点距離要求として最小空間距離が基礎絶縁以上の要求追加 ・「サービス従事者」という表現が「教育を受けた人」および「熟練者」という表現に変更 <p>< IEC62368-1 第 1 版に対して次の表記が削除された > 注記 次の要求は、遮断デバイスとしても備えられる機能スイッチには適用されない。</p>
L.2	Permanently connected equipment	恒久接続形機器	3.4.3	恒久接続形機器	=	
L.3	Parts that remain energized	充電部が残存する部分	3.4.4	充電部が残存する部分		「サービス従事者」という表現が「熟練者」という表現に変更
L.4	Single phase equipment	単相機器	3.4.6	極数 - 単相及び直流機器		直流機器(直流主電源)の規定削除
L.5	Three-phase equipment	三相機器	3.4.7	極数 - 三相機器	=	
L.6	Switches as disconnect devices	遮断デバイスとしてのスイッチ	3.4.8	遮断デバイスとしてのスイッチ	=	
L.7	Plugs as disconnect devices	遮断デバイスとしてのプラグ	3.4.9	遮断デバイスとしてのプラグ	=	一般人によって設置されることを意図したプラグ接続機器に対する設置指示書の要求追加
L.8	Multiple power sources	複数の電力源	3.4.10 3.4.11	相互接続機器 複数の電源		<ul style="list-style-type: none"> ・ F.5 指示セーフガードの要求が追加 ・ 熟練者の偶発的防止のために UPS を遮断することの規定が追加 ・ 内蔵 UPS の出力を遮断する手段を設けることの要求追加
L.9	Compliance criteria	適合性	3.4.11	複数の電源	=	

附属書 M 電池を含んだ機器及びその保護回路

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
M	Equipment containing batteries and their protection circuits	電池を含んだ機器, 及びその保護回路	4.3.8	電池	-	-
M.1	General requirements	一般要求事項	1.7.13	交換可能な電池		<ul style="list-style-type: none"> 電池規格が同等の要求事項であれば試験省略可 F.5 指示セーフガードの要求が追加 IEC60950-1 では間違ったタイプに交換すると爆発が生じる可能性がある場合を規定しているが、IEC62368-1 では交換できる電池に対して規定している。
M.2	Safety of batteries and their cells	電池及び電池セルの安全性			-	-
M.2.1	Requirements	要求事項	4.3.8	電池		関連する IEC 規格を追加
M.2.2	Compliance criteria	適合性	4.3.8	電池	=	
M.3	Protection circuits for batteries provided within the equipment	機器に含まれる電池の保護回路			-	-
M.3.1	Requirements	要求事項	4.3.8	電池		以下の内容を除き同一。 <ul style="list-style-type: none"> 使用者交換可能形電池に対し、その機器を明確化。(手持形機器, ダイレクトプラグイン機器及び可搬形機器の中の電池) 本項に適合する要件の一つとして、通常動作状態、異常動作状態、単一故障状態、設置状態及び移動状態において有効なセーフガードを追加
M.3.2	Test method	試験方法	4.3.8	電池		<ul style="list-style-type: none"> 一般消費者向けの非充電式の炭素亜鉛電池・亜鉛電池が試験不要となった。 以下を明確化。 2 個以上のセルが電池パックにあるときは、パック内の全てのセルはユニットとして試験すること。

附属書 M 電池を含んだ機器及びその保護回路

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
M.3.3	Compliance criteria	適合性	4.3.8	電池		試験中、以下の条件が追加 ・ 電池の温度は、電池製造業者が指定する電池の許容温度を超えてはならない。 ・ 電池から取り出す最大電流は、電池の仕様の範囲内であればならない。
M.4	Additional safeguards for equipment containing a secondary lithium battery	リチウム二次電池を含む機器に対する追加セーフガード			-	-
M.4.1	General	一般事項	1.7.13 4.3.8	交換可能な電池 電池		IEC60950-1 では交換することができる電池を用いる機器で、かつ、間違ったタイプに交換すると爆発が生じる電池を規定しているが、IEC62368-1 では可搬密閉形のリチウム二次電池について規定している。
M.4.2	Charging safeguards	充電セーフガード			-	-
M.4.2.1	Requirements	要求事項				・ 通常動作状態、異常動作状態、又は単一故障状態における、指定最大充電電圧、指定最大充電電流制限の追加。 ・ 電池の温度状態による充電回路の制御を規定。
M.4.2.2	Compliance criteria	適合性				それぞれのセルに対して充電電圧、充電電流及び温度を測定し判定する。 電池の温度が、指定最高充電温度を超える場合は、電池の充電を止めなければならない。
M.4.3	Fire enclosure	防火用エンクロージャ				リチウム二次電池への防火用エンクロージャの規定追加
M.4.4	Drop test of equipment containing a secondary lithium battery	リチウム二次電池を含む機器の落下試験			-	-
M.4.4.1	General	一般事項				リチウム二次電池を含むダイレクトプラグイン機器、手持形機器及び可搬形機器の落下試験の規定追加

附属書 M 電池を含んだ機器及びその保護回路

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
M.4.4.2	Preparation and procedure for the drop test	落下試験の事前準備及び手順				リチウム二次電池を含むダイレクトプラグイン機器、手持形機器及び可搬形機器の落下試験の試験手順を規定
M.4.4.3	Drop	落下				落下試験後、電池は、機器から取り外し継続する24時間の間、落下した試験電池と基準参照用電池の開放回路電圧を、一定期間ごとに測定する。
M.4.4.4	Check of the charge/discharge function	充電及び放電機能の検査				充放電回路の機能検査が追加
M.4.4.5	Charge / discharge cycle test	充電及び放電のサイクルテスト				充放電サイクルテストの追加
M.4.4.6	Compliance criteria	適合性				開放弁の作動が生じた場合、電解溶液の漏出によりセーフガードが無効になってはならない。
M.5	Risk of burn due to short-circuit during carrying	持ち運び中の回路短絡による熱傷のリスク			-	-
M.5.1	Requirements	要求事項				露出した裸の導電端子を持つ電池を持ち運ぶ最中の金属物による回路短絡により、人を熱傷から保護することを新規に規定
M.5.2	Test method and compliance criteria	試験方法及び適合性				電池が裸の導電端子の状態を持ち運びされるように設計されている場合の、電池の試験を規定
M.6	Prevention of short-circuits and protection from other effects of electric current	回路短絡の予防及び電流による他の影響からの保護			-	-
M.6.1	Short-circuits	回路短絡			-	-
M.6.1.1	General requirements	一般要求事項				セルまたは電池の外部故障に対処するための電池端子からの主接続構造要求が追加
M.6.1.2	Compliance criteria	適合性	4.3.8	電池	=	
M.6.2	Leakage currents	漏えい電流				電池回路内の漏えい電流を規定
M.7	Risk of explosion from lead acid and NiCd batteries	鉛蓄電池及びニカド電池からの爆発のリスク			-	鉛蓄電池及びニカド電池からの爆発のリスクを規定

附属書 M 電池を含んだ機器及びその保護回路

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
M.7.1	Ventilation preventing explosive gas concentration	爆発性ガスの濃縮を防止する換気				開放形電池及び、バルブ制御型電池から放出されるガスの滞留によって生成される爆発性気体の濃縮を防止する
M.7.2	Compliance and test method	試験方法及び適合性				試験方法及び適合性確認方法の規定
M.8	Protection against internal ignition from external spark sources of batteries with aqueous electrolyte	水性電解質；水性電解液；水溶液電解質の電池の外部スパーク源からの内部引火に対する保護			-	-
M.8.1	General	一般事項				電池の化学反応によって生成される水素の濃縮を防止
M.8.2	Test method	試験方法			-	-
M.8.2.1	General	一般事項				試験は、IEC 60896-21:2004 の 6.4 に従って行わなければならない
M.8.2.2	Estimation of hypothetical volume Vz	仮想容積 Vz の見積もり				仮想容積 Vz の見積もり方法の規定
M.8.2.3	Correction factors	補正係数				補正係数の規定
M.8.2.4	Calculation of distance d	距離 d の算出				距離 d の算出方法の規定
M.9	Preventing electrolyte spillage	電解液の漏出の防止	4.3.8	電池	-	-
M.9.1	Protection from electrolyte spillage	電解液の漏出からの保護	4.3.8	電池	=	
M.9.2	Tray for preventing electrolyte spillage	電解液の漏出防止のためのトレイ	4.3.8	電池	=	
M.10	Instructions to prevent reasonably foreseeable misuse	合理的に予見可能な誤使用を防止するための説明書				電池の合理的に予見可能な誤使用防止のための指示を集約

附属書 N 電気化学的電位(V)

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
N	Electrochemical potentials (V)	電気化学的電位 (V)	J	電気化学による電位表	=	

附属書 O 空間距離及び沿面距離の測定

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
O	Measurement of creepage distances and clearances	空間距離及び沿面距離の測定	F	空間距離及び沿面距離の測定	-	-
Figure O.1	Narrow groove	狭い溝	図 F.1	狭い溝	=	
Figure O.2	Wide groove	広い溝	図 F.2	広い溝	=	
Figure O.3	V-shaped groove	V字溝	図 F.3	V字溝	=	
Figure O.4	Intervening unconnected conductive part	非接続導電部の介在	図 F.13	非接続導電部の介在	=	
Figure O.5	Rib	突出部	図 F.4	突出部	=	
Figure O.6	Uncemented joint with narrow groove	狭い溝と非接着接合部	図 F.5	狭い溝と非接着接合部	=	
Figure O.7	Uncemented joint with wide groove	広い溝と非接着接合部	図 F.6	広い溝と非接着接合部	=	図中 x mm がイコールを含む (IEC60950-1)
Figure O.8	Uncemented joint with narrow and wide grooves	狭い溝及び広い溝と非接着接合部	図 F.7	狭い溝及び広い溝と非接着接合部	=	
Figure O.9	Narrow recess	狭いくぼみ	図 F.8	狭いくぼみ	=	
Figure O.10	Wide recess	広いくぼみ	図 F.9	広いくぼみ	=	
Figure O.11	Coating around terminals	端子周りのコーティング	図 F.10	端子周りのコーティング	=	
Figure O.12	Coating over printed wiring	プリント配線のコーティング	図 F.11	プリント配線板上のコーティング	=	
Figure O.13	Example of measurements in an enclosure of insulating material	絶縁材料のエンクロージャ内における測定例	図 F.12	エンクロージャの開口部を通しての測定		対象が ELV 回路又は危険電圧から、ES2 又は ES3 に対する要求となっているが測定箇所は同じ。
Figure O.14	Cemented joints in multi-layer printed boards	多層プリント配線板内の接着接合部	図 F.16	多層プリント配線板内の接着された接合部	=	
Figure O.15	Device filled with insulating compound	絶縁コンパウンドで満たされたデバイス	図 F.17	絶縁コンパウンドで満たされたコンポーネント	=	
Figure O.16	Partitioned bobbin	分割されたボビン	図 F.18	分割されたボビン	=	
Figure O.17	Materials with different CTI values	異なる CTI 値の材料				それぞれの CTI から求められる沿面距離の測り方

附属書 O 空間距離及び沿面距離の測定

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
Figure O.18	Materials with different CTI values having an air gap of less than X mm	X mm 未満のギャップがある異なる CTI 値の材料				それぞれの CTI から求められる沿面距離の測り方 エアギャップは CTI の低い方に合算
Figure O.19	Materials with different CTI values having an air groove of less than X mm	X mm 未満の空気溝がある異なった CTI 値がある材料				それぞれの CTI から求められる沿面距離の測り方 C が < X の場合
Figure O.20	Materials with different CTI values having an air groove not smaller than X mm	X mm 以上の空気溝がある異なった CTI 値がある材料				それぞれの CTI から求められる沿面距離の測り方 C が X の場合

附属書 P 導電性のある物質に対するセーフガード

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
P	Safeguards against conductive objects	導電性のある物質に対するセーフガード	4.6	エンクロ - ジャの開口	-	-
P.1	General	一般事項	4.6	エンクロ - ジャの開口		開口におけるセーフガードとしての記述になった
P.2	Safeguards against entry or consequences of entry of a foreign object	外部からの物質の混入及び混入の結果に対するセーフガード			-	-
P.2.1	General	一般事項				
P.2.2	Safeguards against entry of a foreign object	外部からの物質の混入に対するセーフガード	4.6.1 4.6.4	上面及び側面開口 可搬形機器の開口		可搬形機器の開口寸法の要求が可搬形機器以外の開口寸法の要求と同等になった。ただし、以下の追加事項がある。 [IEC62368-1 追加事項] 付加エンクロージャとしての開口部の追加事項 ・ IP3X 又は IP4X の要求事項を満足する開口 ・ ルーバーを備えていない側面開口で、開口部でのエンクロージャの厚みが、開口の垂直方向の寸法以上である。 ただし、P.2.2 ではなく P.2.3 項(物質の混入の結果に対するセーフガード)での適合も認められるので、合わせて確認が必要。
P.2.3	Safeguards against the consequences of entry of a foreign object	外部からの物質の混入の結果に対するセーフガード			-	-

附属書 P 導電性のある物質に対するセーフガード

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
P.2.3.1	Safeguard requirements	セーフガードの要求事項	4.6.1 4.6.4 4.6.4.1 4.6.4.2 4.6.4.3	上面及び側面開口 可搬形機器の開口 可搬形機器の開口～構造設計手法 可搬形機器の開口～大きな開口の評価方法 可搬形機器の開口～メタライズされた部分の使用		可搬形に対する認められる下記開口要求事項が削除された。 ・長さに関係なく幅が1mm以下の開口。 ・各開口の中心間隔が2mm以下の公称開口をもち、線径0.45mm以上の糸、又は針金製メッシュ状のスクリーン。(15VAや2.5LPSの条件は削除されている)" 図P.3のV領域内に有ってはならない回路が危険電圧箇所及びエネルギーの危険がある箇所であったものが、ES3又はPS3に置き換わっている等相違あり。そのような回路が存在する場合の評価方法がP.2.3.2として追加。
P.2.3.2	Consequence of entry test	混入の結果に対する試験	4.6.4.2	可搬形機器の開口～大きな開口の評価方法		IEC60950-1で可搬形機器に対する要求であった開口部が規定よりも大きい場合の要求が可搬形機器以外にも適用できるようになった。 図P.3のVの領域内でES3又はPS3のすべての剥き出しの導電部分は、半径13mm内のあらゆる他の剥き出しの導電部分に対して、直接に直線的に、故障を模擬するために短絡しなければならない。短絡は、直径1mmで13mmまでの任意の長さのまっすぐな金属を用い、力を加えないで模擬する。試験の間、B.4.8の単一故障状態を満たさなければならない。
P.3	Safeguards against spillage of internal liquids	内部の液体の流出に対するセーフガード			-	-
P.3.1	General	一般事項	4.3.10	じんあい、粉末、液体及び気体		IEC62368-1での液体に対する要求事項が変更、且つ除外される条件が記載されている
P.3.2	Determination of spillage consequences	流出の結果の判定	4.3.10 4.3.11 4.3.12	じんあい、粉末、液体及び気体 液体又は気体の容器 可燃性液体		機器内部からの液体の漏れに対するセーフガードの要求としてまとめられている

附属書 P 導電性のある物質に対するセーフガード

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
P.3.3	Spillage safeguards	流出に対するセーフガード	4.3.10 4.3.11 4.3.12	じんあい, 粉末, 液体及び気体 液体又は気体の容器 可燃性液体		機器内部からの液体の漏れに対するセーフガードの要求としてまとめられている
P.3.4	Compliance criteria	適合性				
P.4	Metallized coatings and adhesives securing parts	メタライズしたコーティング及び接着固定部分			-	-
P.4.1	General	一般事項				導電塗装(メタライズドコーティング)の評価方法が新規追加
P.4.2	Tests	試験	4.6.5	構造目的の接着剤		試験温度を通常動作状態時のコーティング部分の温度を考慮するようになった。この温度が高いと厳しくなる

附属書 Q 建物配線との相互接続

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
Q	Circuits intended for interconnection with building wiring	建物配線との相互接続を意図した回路			-	-
Q.1	Limited power source	有限電源	2.5	有限電源	-	-
Q.1.1	Requirements	要求事項	2.5	有限電源	=	共に IC 電流制限器の規定を網羅
Q.1.2	Test method and compliance criteria	試験方法及び適合性	2.5	有限電源	=	
Q.2	Test for external circuits paired conductor cable	外部回路に対する試験 - ペア導体ケーブル	6.3	ネットワーク配線システムの過熱保護	=	IEC60950-1は電気通信に限定していたがIEC62368-1は外部回路とし限定されなくなった

附属書 R 制限短絡試験

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		

R	Limited short-circuit test	制限短絡試験				新規追加
R.1	General	一般事項				新規追加
R.2	Test setup	試験セットアップ				新規追加
R.3	Test method	試験方法				新規追加
R.4	Compliance criteria	適合性				新規追加

附属書 S 耐熱性及び耐火性の試験

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
S	Tests for resistance to heat and fire	耐熱性及び耐火性の試験	A	耐熱性試験及び耐火性試験	-	IEC60950-1 では機器重量や機器種類で要求が分かれるが、IEC62368-1 では定常状態の電力で要求が分かれる。
S.1	Flammability test for fire enclosure and fire barrier materials of equipment where the steady-state power does not exceed 4 000 W	定常状態の電力が 4000 W を超えない機器の防火用エンクロージャ及び防火用バリアの材料の燃焼性試験	A.2.7	代替試験		代替試験として同じ規格を参照しているが、厳しさ(時間、角度)、適合基準が異なる。
Clause 6 of IEC60695-11-5:2004	Test specimen	試験試料	A.2.1	サンプル	=	
Clause 7 of IEC60695-11-5:2004	Severities	試験の厳しさ	A.2.5	試験手順		時間が異なる
Clause 8 of IEC60695-11-5:2004	Conditioning of test specimen	試験試料の前処理	A.2.2	サンプルの前処理		IEC62368-1 ではプリント基板の場合についての前処理が追加されている。
Subclause 9.2 of IEC 60695-11-5 :2004	Application of needle flame	ニードルフレームの適用	A.2.5	試験手順		試験用炎の適用部位は同じだが、適用角度が異なる。
Clause 11 of IEC60695-11-5:2004	Evaluation of test results	試験結果の評価	A.2.6	適否の基準		自己持続炎の時間が異なる IEC62368-1 では包装用薄葉紙の焼損不可の規定が追加されている。
S.2	Flammability test for fire enclosure and fire barrier integrity	防火用エンクロージャ及び防火用バリアの確実性に関する燃焼性試験	A.2.7	代替試験		代替試験として同じ規格を参照しているが、厳しさ(時間、角度)、適合基準が異なる。

附属書 S 耐熱性及び耐火性の試験

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
Clause 6 of IEC60695-11-5:2004	Test specimen	試験試料	A.2.1	サンプル	=	
Clause 7 of IEC60695-11-5:2004	Severities	試験の厳しさ	A.2.5	試験手順		時間が異なる
Clause 8 of IEC60695-11-5:2004	Conditioning of test specimen	試験試料の前処理	A.2.2	サンプルの前処理		IEC62368-1 ではプリント基板の場合についての前処理が追加されている。
Subclause 9.2 of IEC 60695-11-5 :2004	Application of needle flame	ニードルフレームの適用	A.2.5	試験手順		試験用炎の適用部位は同じだが、適用角度が異なる。
Clause 11 of IEC 60695-11-5 :2004	Evaluation of test results	試験結果の評価	A.2.6	適否の基準		評価基準が異なる
S.3	Flammability tests for the bottom of a fire enclosure	防火用エンクロージャの底面の燃焼性試験	A.3	点火油試験	-	-
S.3.1	Mounting of samples	サンプルの取付け	A.3.1	サンプルの取付け	=	
S.3.2	Test method and compliance criteria	試験方法及び適合性	A.3.2 A.3.3	試験手順 適否の基準	=	
S.4	Flammability classification of materials	材料の燃焼性分類	1.2.12	燃焼性		参照する燃焼性区分やその規格名は同じだが、IEC60065の考え方である少なくとも6mmの厚みがある木材や木材をベースとした材料は V-1 要求を満足するとみなされるという記載が追加された。

附属書 S 耐熱性及び耐火性の試験

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
S.5	Flammability test for fire enclosure materials of equipment with a steadystate power exceeding 4 000 W	定常状態の電力が 4000 W を超える機器の防火用エンクロージャの材料の燃焼性試験	A.1	据置形機器及び総質量が 18kg を超える可動形機器の防火用エンクロージャの燃焼性試験		IEC60950-1 では、機器重量および設置方法による区分としていたが、IEC62368-1 では、電力による区分に変更されている。 試験方法にほとんど差異はない。
Clause 7 of IEC60695-11-20:1999	Specimen, end product testing	試験片, 最終製品試験	A.1.1	サンプル	=	
Subclause 8.1 of IEC 60695-11-20:1999	Conditioning	状態調節	A.1.2	サンプルの前処理	=	
Subclause 8.3 of IEC 60695-11-20:1999	Plate procedure	板状試験片の試験手順	A.1.5	試験手順		時間と回数が異なる。
Subclause 8.4 of IEC 60695-11-20:1999	Classification	分類	A.1.6	適否の基準		回数が異なる。

附属書 T 機械的強度試験

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
T	Mechanical strength tests	機械的強度試験	4.2	機械的強度	-	-
T.1	General	一般事項	4.2.1	一般要求事項		HBS の概念が追加 TS3
T.2	Steady force test, 10 N	10 N の外力試験	4.2.2	10 N の外力試験		約 5 秒間の時間の概念が追加
T.3	Steady force test, 30 N	30 N の外力試験	4.2.3	30 N の外力試験	=	
T.4	Steady force test, 100 N	100 N の外力試験				新規
T.5	Steady force test, 250 N	250 N の外力試験	4.2.4	250 N の外力試験		18kg 以上の機器の底面適用除外が削除
T.6	Enclosure impact test	エンクロージャの衝撃試験	4.2.5	衝撃試験	=	
T.7	Drop test	落下試験	4.2.6	落下試験		手持ち型機器、ダイレクトプラグイン機器の落下高さが緩和、水平面の厚みの幅が広がった。
T.8	Stress relief test	ストレスリリーフ試験	4.2.7	応力緩和試験	=	
T.9	Impact Test	衝撃試験	4.2.5	衝撃試験		対象ガラスに応じた試験基準が細分規定された
T.10	Grass fragmentation test	ガラス破碎試験				新規
T.11	Test for telescoping or rod antennas	伸縮式アンテナ又はロッドアンテナの試験				新規

附属書 U CRT の機械的強度及び爆縮の影響に対する保護

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第 2 版			IEC 60950-1 第 2 版 (Amendment2 を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
U	Mechanical strength of CRTs and protection against the effects of implosion	CRT の機械的強度及び爆縮の影響に対する保護			-	規定が詳細になった。
U.1	General	一般事項	4.2.8	Cathode ray tubes		IEC 60950-1 では IEC60065 18 項を引用している。 IEC 62368-1 においては、その要求事項を記載。 フィルムで保護されている CRT の場合における警告文の 要求が追加されている
U.2	Test method and compliance criteria for non-intrinsically protected CRTs	それ自体で保護していない CRT の試験方法及び適合性				非防爆形の CRT に対する試験方法及び適合性を規定 (IEC 60065 18 項と同じ)
U.3	Protective screen	保護スクリーン				保護スクリーンの機械的強度と取り付けについて規定

附属書 V アクセス可能部分の決定

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
V	Determination of accessible parts	アクセス可能部分の決定			-	-
V.1	Accessible parts of equipment	機器のアクセス可能部分			-	-
V.1.1	General	一般事項	2.1 2.8	感電およびエネルギーによる危険に対する保護 安全インタロック		アクセス可能な部分の明確化
V.1.2	Test method 1 Surfaces and openings tested with jointed test probes	試験方法 1 - 関節のあるテストプローブによる表面及び開口の試験	2.1 2.8	感電およびエネルギーによる危険に対する保護 安全インタロック		<ul style="list-style-type: none"> ・ 子供がアクセスするかどうかによる、プローブの使い分け。 ・ プローブ全体が開口部を通り抜けてしまう(腕が入るような)場合のアクセス可能な部分(半径 762mmの半球内)を明確化。
V.1.3	Test method 2 Openings tested with straight unjointed test probes	試験方法 2 - まっすぐな関節なしテストプローブによる開口の試験	2.1 2.8	感電およびエネルギーによる危険に対する保護 安全インタロック		子供がアクセスするかどうかによる、プローブの使い分け。
Figure V.1	Jointed test probe for equipment likely to be accessible to children	子供がアクセス可能になる機器に対する関節付きテストプローブ				子供がアクセス可能になる機器に対する関節付きテストプローブが新たに追加された。
Figure V.2	Jointed test probe for equipment not likely to be accessible to children	子供がアクセス可能性にならない機器に対する関節付きテストプローブ	図 2A	テストフィンガ	=	プローブは同じだが、大人の指を模した関節付きプローブとして、適用を明確化。
V.1.4	Test method 3 Plugs, jacks, connectors	試験方法 3 - プラグ, ジャック, コネクタに対する試験	2.1	感電およびエネルギーによる危険に対する保護	=	備考: プラントプローブは IEC60950-1 図 2C のテストプローブと同じ。
Figure V.3	Blunt probe	プラントプローブ	図 2C	テストプローブ	=	呼称変更 備考: プラントプローブは IEC60950-1 図 2C のテストプローブと同じ。

附属書 V アクセス可能部分の決定

【凡例】 = (技術的内容は同等)、 (技術上の差異あり)、 (新規追加された要求事項)、 (項目名のみで要求事項がない)

IEC 62368-1 第2版			IEC 60950-1 第2版 (Amendment2を含む)		相違	相違の概要
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
V.1.5	Test method 4 Slot openings	試験方法 4 - 細長い開口部に対する試験	EE.5	危険な可動部分に対する保護	=	細長い開口部に対する試験とされたが、本文で採用されているのはシュレッダーのみなので技術的な差異は無し。
Figure V.4	Wedge probe	くさび形プローブ	☒ EE.1	くさび形プローブ	=	
V.1.6	Test method 5 Terminals intended to be used by an ordinary person	試験方法 5 - 一般人が用いることを意図した端子に対する試験				IEC60065 の 9.1.4 TERMINALS の試験と同じ
Figure V.5	Terminal probe	端子用プローブ				IEC60065 の 9.1.4 TERMINALS で指定のプローブと同じ
V.2	Accessible part criterion	アクセス可能部分の基準				アクセス可能な箇所の明確化